

第一次大戦後不況期における財閥傘下大企業

争議の展開と帰結——「全三池争議」分析——（下）

春日 豊

三 争議の担い手とその意識・文化

1 争議の担い手

2 争議参加者意識の諸相

3 労働者文化の創造

四 企業城下町の大争議と地域社会

1 争議支援の波及

2 世論の推移と諸団体の動向

3 企業と地域社会——争議支援の基盤——

結び 争議の帰結——その歴史的意義——

1 争議の諸評価

2 争議による成果——争議がもたらしたもの——以上本号（下）

はじめに

一 争議の発生と展開

（1～4節略）

二 争議の要求・基盤と経営側の対応

（1～4節略）

以下前号（上）

三 争議の担い手とその意識・文化

1 争議の担い手

すでに前稿(上)で、争議の担い手の出身地・学歴・年齢構成について、二二人の主要人物の統計から、その概観を示した。ここでは各事業所の主要人物について、もう少し掘り下げて検討しよう。まず、争議の中心となった製作所から見ていこう。

製作所の主要人物 製作所では、ほぼ全員が参加したが、雑夫のみ男一五〇人(在籍者)中一一九人、女は本工場では〇人(二二人中)・分工場では六人(八人中)の参加であった。雑夫(雑職)とは、単独で仕事ができる左官、ペンキ工、鳶職、木挽職、鍛冶職、石工などであり、本工場では監視の眼が厳しく、職務で職員との関係が密接であったため、参加が制約されたのであろう。また本工場の運転手(在籍十八名)も、争議参加者九名と参加者が少ない。直接生産過程に係わる業務ではなく、主に役員・職員の送迎や物品搬送であり、ほぼ右と同様の事情によると思われる。

その製作所争議の主要な担い手二三人について、各人の職種・年齢・採用年・前歴・争議団役職それに性格の短評を加えた経営側の調査がある。それを示したのが**第13表**である。その特徴・注目点は、次の諸点にある。

第一に、年齢構成が高い点である。二五歳以下は二人、ほとんどが二五歳以上であり、二五〜三〇歳六人、三〇〜四〇歳九人、四〇歳以上六人であった。第二に、年齢構成が高い点と関係して、勤務期間が長いことである。最短でも七年勤務しており、最長では三五年間の勤務である(井上吉蔵、一八八九(明治二二)年入所)。第三に、主要人物の前歴では製作所徒弟が過半の十二人を占め、団長、副団長など主脳部を形成している。次いで長崎、戸畑、大阪、小倉と

第13表 製作所争議団主要人物の履歴・性格

氏名	職種	年齢	採用年月	前歴	争議役職	経営側評価
国崎寅一	電気仕上	才 38	1902.4	製作所徒弟	執行委員	陰險
石井熊彦	輾 軋	36	1905.3	〃	〃	研究心アリ、業務熱心
富永四郎	鉦 子	27	1912.4	〃	〃	温順、業務熱心
内田末次郎	電気仕上	29	1911.4	〃	〃	理論家、相当新タナ思想アリ
江口十蔵	木 型	37	1902.3	〃	〃	粗暴
大吉精一	鉦 子	28	1912.4	〃	〃	温順、業務熱心、相当新ラシキ思想アリ
板倉館四郎	〃	43	1906.5	〃	〃	温順（工兵上等兵）
西山音五郎	〃	41	1907.1	〃	〃	普通
中村亀吉	〃	24	1915.4	〃	団 長	礼儀ヲ重ンジ頭脳明晰、自我心強シ
山名千代吉	溶 接	33	1908.4	〃	副 団 長	宗教心強ク、業務熱心、相当新シキ思想
松本作一	電気捲線	23	1916.4	〃	秘密書記	自我心強シ、思想問題ニツキ理解を有ス
野口弥吉	輾 軋	25	1916.4	〃	書 記	軽挙盲動ス
城島友吉	工 具	49	1908.8	看 手	副 団 長	陰險
大隈信夫	鑄 物	28	1915.6	〃	警戒部長	胆力アリ、信念強シ、俠客肌、国家主義者
高鍋帛五郎	輾 軋	36	1909.2	洋服仕立屋	執行役員	協調性ニ富ミ業務熱心
山口末松	製 缶	38	1914.8	長崎ニテ職工	〃	親分肌ニテ相当腹モアリ
河野精一	鑄 物	38	1916.5	戸畑ニテ職工	〃	協調性ニ富ミ業務熱心
土山友一	車 輛	26	1917.11	九州日報事務員	〃	善悪共ニ強キ性質
増永喜太郎	鍛 冶	36	1911.6	大阪ニテ職工	〃	熟慮寡言
酒見茂八	車 輛	39	1917.4	大工、歩兵曹長	委 員 長	同僚ノ先頭ニ立ツ性質アリ
井上吉蔵	鍛 冶	48	1889.5	記載ナシ	会 計	熟慮寡言
田内徹治	溶 接	46	1908.11	鉄道院小倉工場職工	交渉委員	温順
西田館一郎	製 缶	31	1915.8	精 米 業	書 記	陰險粗暴

出典）「争議加入ノ主ナル者」（「三池労働争議付属書類」三井文庫所蔵 五十年史稿資料822）より作成。

いう大工業都市の工場職工が多い。工場職工以外からの参入は僅かだが、九州日報事務員、歩兵曹長、看守、精米業、洋服仕立業など多様であり、幅広い世情の知識・情報・心情を争議団にもたらしたと思われる。第四に、人物評価が経営側からも高い点である。二三人中、厳しい評価は五人だけであり、そのうちの二人は陰險との評価であり、経営側にとって伶俐で厄介だった可能性がある。

経営側の人物評価は、担い手の意識を知る手掛かりになるので、主要人物の事例を若干見とおこう。団長の中村亀吉について「礼儀ヲ重ンジ頭脳明晰、自我心強シ」と評価している。僅か二四歳であり、

第14表 争議参加主要人物の前歴

	鉱業所	染料工業所	製煉所	港務所	計
	人	人	人	人	人
農業	24	5	2	4	35
鉦山 (鉄夫)	14	1	—	4	19
(職工)	5	2	—	2	9
工場 (職工)	8	14	—	—	22
ナシ	19	1	—	1	21
人夫	9	1	—	2	12
海軍工廠	*7	—	(*1)	—	7
小売業	5	—	**1	—	6
鍛冶	4	—	—	—	4
雑役他	**14	*4	***2	1	21
日雇	2	—	—	3	5
不明	19	1	—	—	20
計	130	29	5	17	181

出典) 前掲「争議加入ノ主ナル者」より作成。

注) ・鉱業所: * 水兵1人, 機関兵6人, ** 予備役卒5人, 運転手2人 (汽船1人, 電車1人), 巡查1人, 鉄道駅夫1人, 市役所書記1人, 車夫・理髪1人, 商店手伝1人, その他。
 ・染料工業所: * 店員2人, 看守1人他。
 ・製煉所: * 砲兵工廠・農業の前歴, ** 朝鮮雜貨商・巡查, *** 提灯製造1人, 漁業・料理店1人。

思想、民主主義思想、労働組合設立推進・加入意識など)であったことは間違いないだろう。争議を主導する担い手の多くに、大正デモクラシー思想が受容されていたと言える。

鉱業所など 製作所以外の主要人物の前歴と職種・勤続年数を示したのが、第14表と第15表である。まず前歴を見る**の主要人物**と、農業が最多であり、その約7割を鉱業所が占めている。鉱業所では次に前歴ナシ、続いて鉦夫の順であり、温順な農民や他の慣習に染まっていない者の採用方針が反映されている。これに対し、染料工業所では、農業は二人に過ぎず、約半数の前歴が工場職工であり、大阪印刷工組合員(争議経験あり、一二歳)、電気化学工業職工、八幡製鐵所職工、機械工などである。三池看守、鉄道員雇員なども雇い入れている。未開拓の新規産業事業の立上げに

主要人物の下から二番目の若さで団長に就任している。彼の人格・能力の高さ、製作所徒弟出身で内情を知悉していること、若さ故の行動力と若者の掌握力、これらが団長に選出された理由であろう。初代団長の山名千代吉については、「宗教心強く、業務熱心、相当新シキ思想アリ」と評価している。この「新シキ思想」の所持者は、電気仕上工の内田末次郎や鉦子工の大吉精一にも記載され、主要人物中最も若い二三歳の電気捲線工の松本作一も「相当新シキ思想アリ」「思想問題等ニツキ理解ヲ有ス」と短評されている。「新シキ思想」が、大正デモクラシーを構成する諸思想(人権

第15表 争議参加主要人物の職種・勤続年数

各坑		宮原坑	勝立坑	宮浦坑	万田坑	計	港務所	染料工業所
		人	人	人	人		人	人
職	運転手	5	2	12	29	48	8	5
	坑内棹取	2	2	11	14	29	5	—
	坑外〃	2	—	—	—	2	—	—
	支柱夫	1	5	8	—	14	—	—
	仕上	—	—	—	7	7	—	—
	馬丁	—	—	—	5	5	—	—
	日雇	—	—	5	—	5	—	—
	鍛冶	1	—	—	4	5	1	—
	採炭夫	—	1	13	—	14	—	—
	その他	—	—	—	1	1	3	24
計		11	10	49	60	130	17	29
勤続年数	1年未満	1	—	3	2	6	1	6
	1～3	1	—	14	2	17	3	3
	3～5	1	1	6	8	16	3	5
	5～7	—	2	3	15	20	6	9
	7～10	3	5	8	14	30	1	4
	10～15	2	1	13	12	28	3	—
	15～20	3	1	—	4	8	—	—
	20年以上	—	—	—	2	2	—	—
	計	11	10	49	60	130	17	29

出典) 前掲「争議加入ノ主ナル者」より作成。

注) 1. 万田坑の「その他」は熔接工、港務所は電工2人、鉦子1人。

2. 宮浦坑、万田坑の計には、宮浦2名、万田1名の勤続年数不明者を含む。また染料工業所の計も同不明2名を含む。

3. 染料工業所の運転科は、運転手欄に記入。同所の「その他」は、ほとんど工場勤務（職工）。

4. 製煉所は対象者が僅か5人であり、全員25才以上で職種はこの表の「その他」になる。

あたり、他工場経験者を確保し、また工場以外の事業に必要な経験者を確保するための人選であったと思われる。港務所の前歴は多様であり、業務の多様性と関係していたであろう。製煉所は、対象人数も僅か五人と少なく、前歴も砲兵工廠、朝鮮の雜貨商・巡査、農業、漁業、提灯製造職人とバラツキが大きい。勤務年数も一年・同未満が五人中三人、残る二人は五年勤務で前歴不明（四四歳）と七年勤務の前歴農業（三八歳）であり、担い手を一定の層として特定することができない。

三池鉱業所の争議参加主謀者の職種を見ると、運転手と坑内棹取が圧倒的であり、それに支柱夫を加えれば主要人物の約八割に達する（採炭夫を除く）。勤続年数では、五年～十五年の長期勤続者が中核を担い、争議の主要な担い手が壮年層であることを示している。実際、勝立坑罷業団について「九州日報」（六月十日）は、「同坑の

争議労働者の大半は三十歳以上四十歳前後の壮年者多く随って結束も益々堅固である」と伝え、争議参加の父に宛てた少女の激励手紙を争議団が張り出している様子から「如何に争議団に父さん級の労働者が多いかが想像される」と報じている。鉱業所各坑の争議参加者特に主脳層では概ね右記が妥当するが、勝立坑より開削年数が新しい万田坑では、「棹取馬丁側」の争議参加者は「主トシテ年少者ニシテ家族持少ナク」、このため救済を要する者が少ない（救済者、棹取・馬丁各一のみ）とされる。⁽¹⁾ 事業規模拡大に伴う若者の採用増大とその処遇の不満が争議参加となったのであろう。

ただし、万田坑でも主要人物の多数は勤続五年以上であり、その中核の主謀者十三人中十人が七年以上の勤続、年齢も二五歳以上が十一人である（三〇歳以上四人）。その十三人の前歴を見ると、前歴無四人、農業は一人のみである。その他は、万田坑争議団長（恵良健蔵）が九鉄火夫・赤池炭礦・足尾鉱山運転手を経験し、他も八幡製鐵所・豊橋コークス会社・大工職の経験者、海軍三等機関兵曹など、社会的・技術的知識を得た層が争議の主脳部を占めていた。先に鉱業所と染料工業所の前歴の相違を指摘したが、鉱業所でも争議の中軸には、前歴が温順な農民よりも社会的・技術的知識を得た世慣れた層が圧倒的に多数を占めていた。事実、勝立坑争議顧問格の馬丁の藤吉仁太郎は東京に数年在住し、労働同盟を研究し、徴兵検査で帰省中に争議を指導しているし、戸山常八は元小学校教員で反資本主義者であった。

染料工業所・港務所は、一九一八年七月に三池炭礦から分離独立した新しい事業所である。港務所は職制改正により分離・独立しただけで、勤務者に変化があった訳ではない。これに対し、染料工業所は未開拓の新規事業であり、新たに採用した若者も多く、従って他の事業所より担い手の年齢が若く、勤続年数も短い者も多い。参加主要人物二九人中の主謀者十三人を見ると、二五歳未満が半数に近い六人居り、勤続も主要人物二九人中六人が一年未満であり、五年未満が半数の十四人もいる（前掲第15表参照）。参加主要人物は、両事業とも運転手が多い。運転手以外では、染料工業所の工場・職種による争議参加者の偏りはない。

主要人物の これまで検討から、争議の主要人物の全体的な特徴を改めて総括すると、以下の諸点に集約できる。

全体的特徴 第一に、職種では鉱業所、他事業所（製作所を除き）ともに運転手など機械操縦・運搬関係労働者（鉱業所では棹取〈炭車操作の運搬夫〉が加わる）の比率が高い点である。機械の操縦など、新知識の受容の基盤が形成されてきたことが影響していたと思われる。

第二に、勤続年数五年以上で、年齢二五歳〜三五歳の壮年層（当時）がいずれも中核を構成していたことである。

第三に、争議の中核を担う層には農業出身が少なく、前歴に他工場とりわけ九州の八幡、小倉、長崎など大工業都市の著名大企業（八幡製作所など）の経歴が目立ち、また海軍廠など軍工廠の前歴も多い点にある。

第四に、製作所では主脳部の過半の前歴が、同所徒弟であった点に顕著な特徴がある。

第五に、争議主脳部には新思想すなわち大正デモクラシー思想の受容が、目立つことである。そこで次に争議参加者の意識の諸相について検討しよう。

2 争議参加者意識の諸相

ここでは争議に参加した理由・事情に視点を置き、以下の三点に焦点を絞って検討する。①諸共同体（家、企業、地域、国家）への帰属意識（この意識には、生活者意識と他者排除を包含する）②近世以来の民衆意識の存続 ③大正デモクラシー思想の受容（権利意識、社会意識、政治意識など）、この三点である。

諸共同体へ まず①諸共同体への帰属意識について見よう。労働者の共同体意識は、身近な家意識から企業、地域、**の帰属意識** 国家まで重層化されて形成されており、その意識は労働者統括に利用される側面と労働者を結合させ抵抗の武器となる側面の両面を有していた。また内部の結束を強化する役割を果たすと同時に、部外者を排除する側面も

あった。これらの具体的実態を見ていこう。

家族の問題では、単身者と家族持では争議参加への意識に違いがあった。争議参加者の中で、穏健派と強硬派が形成される場合が多々あった。その強硬派を形成した多くが、若い独身者であった。例えば既述した万田坑では、製作所争議発生後の「職場職工」では工場委員会（共愛組合）委員への不満から新委員が選出され、新委員の十六名は前任の穏健派から「何レモ少壮派ノ過激分子ナリ」とされる。同坑の棹取・馬丁の争議参加者も、家族持ちが少なく、若年層が多いと指摘され、その一団三〇余名について「棹取・馬丁ノ最モ赤化セル若年者ノ集マリ」と報告されている。また染料工業所の委員七名（穏健派四名、強硬派三名）のうち、強硬派の二名は独身者であった。⁽³⁾ 亜鉛製煉所でも、最後まで妥協を拒否し続けた強硬派は、若年層であった。こうした事態は、全事業所の一般的状況であった。

単身者と家族持では、肩に押し掛かる生活の重みに大きな違いがあった。単身者は、多くの場合、自らの身の振り方だけを考えればよく、妥協せず要求を貫抜くことが、社会貢献と自己肯定に結び付いていた。言わば大正デモクラシーの一翼を担っている自負心と結び付いていた。これに対し、家族持の最大の課題は、家族の生活維持・向上にあった。最も恐れたのは解雇であった。大量の解雇があった万田騒擾の経験もあり、解雇を回避しつつ要求実現の方途を絶えず模索した。共稼ぎの家族が多く、家族揃って争議を支える姿がほとんどであった。他方で経営側は、争議団の切り崩しに家族の圧力を利用した。六月二八日宮浦坑鉦夫家族に対し、本夜九時までに争議団より連れ帰らなければ、解雇若しくは社宅外居住を命ずる旨通達、家族は驚愕し直ちに宮浦坑争議本部に詰めかけ脱退を促し、多数の争議団員が争議団家族の哀願に絶えず軟化し、争議団は翌日午前二時に解散した。⁽⁴⁾ 共同体の最小単位家族が、争議継続を留めたのである。

企業共同体として強調されたのが、「経営家族主義」であった。争議終結の労使会見の席上、尾形鉦業所長が「皆様ト吾々ハ一家族ノ者デアル」「今迄ノ事ハ水ニ流シテ一家族ノ如ク手ヲ携ヘテ国家ノ為ニ尽力セラレタキコトヲ熱望シ

テ止マナイ」と挨拶したのは、その端的な表明であった。仲裁に入った大牟田市長も「親子ノ関係ヲ有セシ者ガ有ル事情ノ為」に争議となったと発言し、企業の家族主義を補完した。経営側が労働者統括手段として採用した「経営家族主義」は、労働者側も多くがそれを受容していた。最初の労使会見の席上、経営側が盛んに労使の親子関係を強調し、荒木主事の「日本臣民ハ何事デモ親子ノ関係デ立ッテ行クモノダ、西洋トハ此点デ異ッテキル」との発言に、争議団委員の土山雄一（製作所分工場）は、その発言を逆手にとり、「ソーデス」とそれを前提として、「親トシテノ態度ヲ採ッテクダサイ、真ニ親ノ態度ヲ採ッテ下サレバ何デコンナ事ニナリマシヨウ」と発言している。⁽⁵⁾

ここには「経営家族主義」を受容して、それを批判の武器にしている。また争議団聯合執行部委員が、日本労働総同盟などの全国的労働団体と接触し連携を模索したのに対し、争議団員から「会社ト私共丈ケデ解決シタイ」、あるいは経営側との交渉中に、執行部委員が地元政治家や三池労働同盟関係者と接触していたことが判ると、多くの団員が執行部を批判し、退場する騒ぎになるなど、横との連携を断ち切る動きが強かった。⁽⁶⁾ 加えて争議中に開催された地元三池労働同盟の演説会の入口には、三池製作所四山分工場争議団の有力者が見張り、思想の悪化を防ぐとして職工の入場を拒んだ（既述、前稿（上））。これらは「経営家族主義」が労働者にも浸透し受容されていた証であり、内部の凝集性を強化する側面と同時に、横の連携を排除する性格も帯びていた。この労働者の「経営家族主義」の受容は、現在に至る日本労働組合の特徴である企業別組合を形成する極めて重要な要因であった。

以上の家意識、企業の「経営家族主義」と連動して地域共同体の争議団への影響も大きかった。既述したように（上）、地域の住民はこそって争議団を支援する側にいた。この支援には後に言及するように、様々な要因・思惑が絡んでいたが、その共通の基盤には地域共同体意識があった。それ故に外部からの様々な介入に対し、警戒感が強かった。部外者を介入させない、という点ではかなりの共通した意識があった。部外者が介入してこの地域を掻き回すのはお断

り、との意識である。地域の甚大な支援を受ける争議団は、その影響も強く受けていた。横の連携を断ち切り、独自に争議を遂行する方針を選択した背景には、地域の影響もあった。

このように様々な共同体意識が重層的に組合員の意識を規制していた。企業内ですら、まったく同じ職種でも工場や職場によって争議への参加・不参加が別れた要因の一つは、強い仲間意識^{II}共同性が作用した。家・企業・地域と折り重なる多重化した共同体意識の終着点が国家であった。国家意識（ナショナルリズム）は、第一次大戦初頭まで三池の稼働者には深く浸透していなかった。大戦により物価が急騰し賃金が伴わないため、一九一六年（大正五）にストライキが製作所で発生した。当時の所長が、国策事業だからストライキを止めるように説得しても、「そんなことは聞きたくない」と云ふようなことを言って、職工はぱっと散ってしまふ⁽⁷⁾との証言がある。しかし、大戦を経験する中で国家意識が浸透していった。

本争議の労使交渉中、経営側が争議を国家の害などと非難し、繰返し国家を持出し争議の中止を求めた。さらに鉱業所高島主事は、ブローカーが争議に介入している、その暗雲を一掃するのが「日本男子」だと高唱したのに対し、ブローカーの介入を嫌う万田組の職工は、「吾々ハ日本男子」だ、と称して退出している。ここには無意識のなかに国家意識が浸透しているのが読み取れる。争議終結の際に「国家ノ為メニ尽力」して欲しいと挨拶した尾形所長に呼応して、中村委員長も「吾々ノ為メ会社ノ為メ国家ノ為メ」終結を喜ぶと挨拶し、敢えて「国家ノ為メ」を加えている。争議団聯合から分離して結成した炭山聯合の代表永吉康一も、終結挨拶の際に「御社ノ発展国家ノ産業ハ勿論個人ノ収入増加ニ至ル事ニモ努力」して争議を「無意味」にしないうよう努力すると述べ、⁽⁸⁾ここでも労働者―企業―国家を結びつけ、「国家ノ産業」を挿入している。多重化した共同体意識は、産業を通して国家意識に結びつけられ、労働者内部にそれを形成させていった。

労働者の近世に 次に、②の労働者の民衆意識について検討しよう。ここでは、既述した共同体意識と重なりながら、

来の民衆意識 近世以来の共同体の中で育まれてきた意識を指している。争議の中で表出した意識は、次の二つが目立った。一つが「同情」（連帯意識）であり、もう一つが「格差」批判（平等意識）である。製作所争議に関する他

事業所の動向が報じられ、「同情」により争議に参加したとする言辭が多数みられる。「同情」が波及の大きな要因だったことが判る。例えば、染料工場の職工・運転手が「製作所二同情」して何らかの方法を協議していると打電され（六月六日）、万田坑職場の六月十一日の欠役は、「理由ハ単ニ製作所争議団ヘノ同情ナリ」と報じられた。⁹⁾大浦坑では「当所鉱夫毛漸ク各所争議団ニ同情シ来リタル模様」（十六日）と伝えられ（「経過誌」十六日）、勝立坑坑外大工職工も「同情的休業」をしていた（「発信電報」第五五報六月三〇日）。さらに市民の罷業団への同情を見て、船積機運転手（三池港務所）は「各自ヨリ同情金ノ寄贈ヲ提案」し、「同シ労働者トシテ血ノ通ッテ居ル以上彼等ノ演説ヲ聴ケバ起タズ二居ラレズ」と、争議に加わり、建築稼働者も「同シ門ヲ潜ッテ居リナガラ高見ノ見物ハ出来ナイ」という「一種ノ同情心」から争議に参加している。¹⁰⁾これらの意識・感情は、自らの利害を横においても共同性に重きを置く近世以来の民衆意識の表出と言えよう。

「格差」批判（平等意識）は、経営側の職員と労働者への対応の相違＝差別への不満が最も大きかった。大争議の端緒となり、一旦治った五月下旬の労使会見の折に、その不満を以下のようにぶつけている。稼働者は、大正七、八年（二九一八、一九）以来数段の収入減少なのに、役員は減額されず、賞与金も減らされず不公平だ、と。また稼働者には遅刻・早退・外出の規則が厳格すぎ、一分間過ぎても方米（勤勉手当の支給米）を支給停止するのに、役員は時間に遅れて昼も長く遊び、しかも六割増で美服を纏っているのは矛盾している、と憤慨して語っている。¹¹⁾争議に好意的な「九州日報」（五月二四日）は、「今回の総業は一般に職工側に同情されている」とし、その理由を同炭礦が「徒に特権

階級を助け民衆に露骨なる圧迫を加えた事と所謂職工側の言ふ差別的待遇」を挙げ、批判の矛先を経営側に向けている。ここでも職工への差別を重視している。

格差への対応は、争議団自らにも向けられた。すでに(上)の賃金要求項目検討の際に指摘したが、争議再開後の賃金値上げ要求では、前回の賃金五割増では高級職工のみ優遇されるため、平等に五〇銭支給と給料一割増に要求を修正している。ここにも格差是正・平等意識の共有が読み取れる。

争議再開後の争議団演説会(十三日)を取材した「福岡日日新聞」(六月十四日)は、既述した争議会見時の不満とまったく同じ内容を、同会場の争議団員の話として伝えている。¹²⁾さらに六月二六日の経営側と炭山聯合との会見(交渉)でも、鉱夫の賞与廃止に対し、役員手当は二割減で六割は支給され、夜勤には弁当と夜勤手当(小頭三〇銭、役員四〇銭)が支給されるのに、鉱夫には一切ない、「役員ト鉱夫トノ待遇ガ不公平デス」と久野(宮浦坑)が格差を批判している。¹³⁾このような鉱夫に深く根を張った格差・差別批判意識は、人権・権利意識の土壌ともなり、大正デモクラシー思潮(権利意識、政治意識、社会意識など)の受容へと連なる基盤ともなった。

大正デモクラシー そこで次に③大正デモクラシー思想の受容(人権・権利意識、政治意識、社会意識など)について

― **思想の受容** 見て行こう。そこで注目すべきは、経営側の各坑主任等の以下の発言である。製作所争議について、

宮原坑では「少数ノ青年稼働者若クハ比較的頭脳明晰進歩セル者等ノ間ニハ強ク響ヒテ居」り、六月五日には四〇〇五〇名の職工が革命歌を唱和し製作所争議団本部を訪問しているが、一般稼働者は罷業してまで賃上げを求めている。

染料工業所では、争議要因として、大戦以来の思想的变化、読書・言論を通じ労働問題等に生半可に通じる者増加し、労働運動者の宣伝や労働問題の国際化により純労働組合の勢力が増加し、また職員諸給の低減により下級職員と労働者が「全ク利害関係共通」して「漫然労働者ノ現状ニ同情スルモノアリタル事」などを挙げている(染料工業所事務所主

任発言）。未だ争議に参加していない大浦坑では、主任が争議との関係で「多少ノ教育アル者又ハ壮年者ニハ殊ニ注意ヲ払ヒツツアリ」と述べている。⁽¹⁴⁾

これらの発言で共通しているのは、争議の担い手あるいは担い手となる層が「比較的頭脳明晰進歩セル者」、「多少ノ教育アル者」との指摘である。言うまでもなく、これらの層が争議の主導者であった。彼らは、世相を反映する新聞・雑誌・書籍などの言論・情報に加え、諸労働組織・労働運動家とも接触し、デモクラシー思想を吸収していった。実際、争議団聯合団長の山名千代吉も中村亀吉も争議初期まで三池労働同盟（地域の運動家等が設立した労働団体、日本労働総同盟と関係を持つ）と接触していたし、蓮尾正男（製作所）宅で、五月二十八日に争議の主要人物六人（染料二人、製作所二人、宮浦二人）が、日本労働総同盟九州聯合総本部の本田貞夫と懇談し、結末の強化こそ最重要との争議戦術の詳しい指示を受けていた。⁽¹⁵⁾

第一次大戦を契機するこのような思潮の変化が、三池労働者の人権・権利意識を促した。争議を契機に、万田坑棹取・馬丁が連夜労働を拒否する情況が次のように報告されている。

「罷業ニ加ハリタル者ノ思想ノ悪化ハ甚シキモノアリ、従来人員不足ノ場合等連夜ヲ拒ム者少カリシモ罷業解決後ニアリテハ容易ニ蓮役ヲ肯ゼズ」。ここには労働を強いられて行う行為ではなく、自ら決定する意識が芽生えている。こうした動向は若者から全労働者に拡大していったと思われる。というのも、経営側が自らの認識と異なる労働者の動向を以下のように自省しているからである。万田坑では、経営側が共愛組合の相談役・年長者を「常ニ説得ノ中心トシテ計画」した事は、「効果割合ニ小」であり、説得された年長者は罷業を避けるも、争議の「中心人物」が「若年者側」にあり、「中心勢力下ノ老年ノ大部分」は罷業に参加しており、「遺憾」だと報告している。⁽¹⁶⁾

こうした自立・権利意識は、より広い社会意識を育んでいった。本争議と他労働団との関係について、外部調査者は

外部の影響・煽動がなく「純然タル自主自立ノ精神ニ基キ労働ブローカーヲ排シ飽迄自己ノ力ヨリ会社ノ反省ヲ促シテ解決ヲ待ツ」方針であり、三池労働同盟や外来の「主義者」の援助も自主・自立と警察の警戒とにより退けられ、その影響は認められない、と評価した。この評価は、警察、経営、ジャーナリズム等を含む一般的な評価であった。それを踏まえれば、「労働者ガストライキニ対スル意識ハ世人ノ予想以上ニ豊富ナルモノト判断スル外ナシ」と評価するのは至当である。ストライキを自らの権利と認識し、それを活用する社会意識を形成していたのである¹⁷⁾。

この社会意識は、自らの要求を唯主張するだけでなく、要求の客観的条件を考慮して要求する理性を育んでいた。たとえば共愛組合廃止要求について、団長中村亀吉はその廃止根拠について、組合員の要求がほとんど取り上げられていない問題点を指摘した上で、相談役その人を疑っているのではなく、相談役がその職務を發揮できないよう仕向けられているシステムおよび会社側の構造的な問題に眼を向け、それを批判した。共愛組合役員には、経営側に内通する役員がかなりいたにも関わらず、構造的・社会的把握の視点を堅持して批判し、廃止の要求をしたのである。賃上げ要求でも、「本当ニ会社ノ経営ガ困ッテイルナラ夫レヲ説明サレテハ如何、私供モ会社ニ働イテ居ル以上会社ガ真ニ経営難ニ陥ッテ居ルナラバ会社ノ為ニ一身上ノ苦痛ハ犠牲ニ供シマス」(中村委員長)とまで述べている(「会見録(第一回)」)。この会社に対する意識は組合員にほぼ共通であり、永吉康一(炭山聯合委員長・宮原坑)も、「私供ハ会社ノ経済ヲ破壊シテ迄モ私共ノ希望ヲ達成シヨウトハ致シマセヌ」と発言し、「争議ノソモソモノ原因ハ何デアルト云フニ国民経済ノ激動ヨリ来リタルモノト思ヒマス、事情トシテ甚ダ無理カラヌ事デアル又国民トシテモ如斯事ヲ為スト云フ事ニ就テ社会的責任ヲ感ジテ居ルト思ヒマス」と述べ、争議と国民経済を関係づけ、さらに争議の社会的責任まで言及している(「会見録(第四回)」)。

こうした幅広い社会認識や社会的責任への言及は、大正デモクラシー下の女性の社会的進出と相俟って、三池炭礦女

性労働者への視線を変化させたと思われる。その象徴的事例が、共愛組合の四山坑第三組合相談役（選出された惣代の相互選出）六名中二名が女性だった事である。埼玉マジヨ、原キヨが、その人である。埼玉は「女子トシテ責任ヲ重シ事務ニ忠実ニシテ」「同僚ニ畏敬サレル」、また原は「年長ト温良ナル人物トシテ同僚ヨリ選ハレタルモノ」と評され、男社会のイメージが強い炭坑社会の中で、女子を選出したことが注目される。⁽¹⁸⁾

人権・権利意識や社会意識の変化と同時に、争議団指導層等では政治意識も伸長していた。それ故に、当初争議が特定の政治色を持つように色眼鏡で見られていた。当時、三井は政友会の野田卯太郎を援助して憲政会の白田久内を圧迫している、とみられていた。白田は争議団を支持していたため、憲政会系統の新聞・市民は、三井に反感を募らせ、争議団に肩をもっていた。新聞も二派に分かれ、「九州日報」の支部長が白田の参謀長と言われ、「大牟田日日」「西海日日」などは、憲政会系で職工側に肩を持ち、「福岡日日」「大牟田毎日」などは、政友会系で経営側に肩を持っていた。大牟田の地元では政友会系は「公友会」、憲政会系は「同志会」をそれぞれ組織していた。

争議団指導層の中には「同志会」に参加し、政治に関与する者が出ていた。例えば、中村亀吉は、争議団と経営側の会見（第一回）の席上で、同志会に参加して選挙活動をしていた、と次のように述べている。「初メ政治的色彩ガアツタト思ハレタコトガアル、公友派ノ平山、野口、古賀ニモ会ツタ、私ハ私人トシテハ同志会デアル、県会議員ノトキモ衆議院ノ時モ同志会ヲ応援シタ」、しかし争議団は特定の党派と関係を持たず自主性を貫いている、と（第一回会見録）十三頁）。自らの政治的立場と争議の自主性を明確にし、争議団員の疑惑を払拭している。争議団長山名千代吉が、「白状シマスガ此度ノ方法ハ或ルブローカーニ教ハッテ画策シタ処ガアリマス、他ニモ之ト関係シタ」（同上十五〜十六頁）と述べ、第一回会見後に疑惑・混乱の責任をとって団長を辞任した。

山名に代わり、中村が団長に選出されている。中村の団長選出は、争議団員の政治意識を垣間観ることができると。当

時の大牟田市民の政治意識を観察した調査では、「三井ヲ圍繞スル有産者階級ハ政友ニ属シ中産以下ノ市民ノ大部分ハ憲政派ト云フベク」⁽¹⁹⁾と報じており、争議団員の多くも憲政会系の政治意識を保持していた。それ故、中村の同志会参加を当然視したであろう。ここには様々な問題点を抱えながらも大正デモクラシーを支える広範な基盤が形成されていたことを物語っている。

3 労働者文化の創造

長期に渡る争議は、争議団員の結束の強化を図ることが避けられず、地域等からの争議支持を得るための効果的な方法も模索する必要があった。その過程で産み出された様々な手段が、労働者独自の文化を表出し、また育んだ。争議前から争議団に結集した労働者は、大正デモクラシーの影響を色濃く受けていた。受容したそれらの文化を駆使して、独自に争議に活用したのである。市民向け演説会、作詞・作曲、演劇、ポスター作成、絵などが、それである。それらは、いずれも感性に直接強く訴える方法である。争議団は、それを重視した。経営側はピラの作成・配布を精力的に実施したが、争議団はピラの作成・配布を経営側主張への反論など極く限定した。それよりも市民と直接接し、感性に直接響く方法が、有効な手段と考えたからである。争議団の行商も、経済的基盤を確保する手段だっただけでなく、強く意識したのは自らの主張を直接住民に訴えることにあった。その効果は、争議団の予想を超えた。地域住民に直接訴え、会話をすることの効果に確信を持ったであろう。こうした様々な手段を具体的に見ていこう。

演説会 自らの主張を直接住民に訴える争議団の主要な手段の一つが、住民向け演説会であった。それまで労働者自ら組織して住民向けに演説会を開催することは、大牟田周辺地域ではほとんどなかった。労働者が、自ら組織した会で、自らの権利・意見を広範な人々に訴える。それは、争議の中で生み出された労働者文化と言ってよい。五月二十四日に

第一次大戦後不況期における財閥傘下大企業争議の展開と帰結（下）（春日）

第16表（1） 演説会（争議団）

月日	主 催	演説会名称	会 場	聴衆者数・弁士数など
月日				
5.24	製作所争議団	労働演説会	三川町有明座	夜間催
.25	〃	三池労働演説会	宮浦方面	〃
6 .5	〃	三池労働演説会	駛馬村藤田	
.8	〃	罷業団大演説会	市内新富座	第1回罷業団演説会，弁士20人 午後1時～
.10	〃	第二回演説会	市内聚楽座	第2回 〃
.12	争議団聯合総本部	争議経過報告演説会	三川町電気館	聴衆700名
.13	〃	大演説会	市内聚楽座	弁士，製作所10人ほか各坑より， 聴衆1500名（新聞報道）
.15	〃	争議経過報告演説会	駛馬村藤田共楽座	聴衆950名
.16	〃	大演説会	市内新富座	聴衆2,000余名（入り切れず帰 宅者続出）午後7時～
.18	三池染料争議団	態度表明演説会	市内大牟田劇場	聴衆1,200名「盛況ヲ極メタリ」 午後7時～
.19	〃	争議報告演説会	熊本市公会堂	聴衆150名（熊本無産者同盟， 応援のため諸搬周旋）
〃	勝立坑（古賀政 春，川井田茂吉）	争議団演説会	玉川村富安喜太郎方	聴衆約500名，「盛況」弁士古賀 等5名，午後7時～
〃	三池製煉所	演説会	市内堂前利吉方	〃 150名，弁士9名，午後5時～
.20	争議団聯合本部	争議報告演説会	三池町安照寺	〃 約500名「頗ル感動」「大盛 会」弁士11人，午後8時～
〃	三池製煉・蒸留所	同争議団争議報告	市内宮浦町竹中 竹彦方	〃 約350名「盛況極ム」弁士 同工場13名
.21	宮浦坑争議団	演説会	市内堂前利吉方	〃 約300名「盛況」弁士同坑6名
〃	三池染料争議団	演説会	銀水村河野初太郎方	〃 250名，弁士4名
.22	宮浦坑機械部争 議団	争議演説会	昼：市内一本町 渡辺茂吉方 夜：〃 西宮浦 町松尾米蔵方	〃 300名，盛会
〃	三池製煉所争議団	演説会	市内明治町久保 田末五郎方	〃 約170名，弁士川井田，中園 ら5名，夜間催
〃	三池染料争議団	演説会	銀水村青年会館	〃 約250名，弁士加倉，齊木な ど4名，夜間催
.23	〃	演説会	三池町安照寺	〃 250名，弁士吉井，西山，白 木ら，午後8時～
.24	〃	〃	銀水村円光寺	〃 150名，弁士加倉，白木秀乃 （応援），午後7時～
.25	〃	〃	三池郡渡瀬町新 興寺	〃 50名，弁士加倉，高木，西 山ら5名
<.26	聯合脱退争議団員	「労働争議劇」	三川町有楽座	25日～27日，3日間

月日	主 催	演説会名称	会 場	聴衆者数・弁士数など
.27	宮原坑争議団	演説会	駿馬村木下イノ方	聴衆 350 名 (昼)
"	"	"	市内七浦町江川竹吉方	" 160 名 (夜)
.28	"	"	…	昼、夜に渡り演説会
"	三池染料争議団弁論部	福岡遠征第 1 回演説会		第 2 回を 30 日姪ノ浜で実施予定
.30	製煉蒸留所争議団	演説会	市内帝国館	弁士西村、松永ら 12 名、夜
7.2	製作所争議団	感謝演説会	市内聚楽座	聴衆極めて少数、正午～午後 2 時、7 月 5 日にも有楽座で開催
.3	三池染料争議団	"	"	粟田正風後援会後援、弁士 9 人、感謝演説会兼「愛国労働演説会」、盛会、午後 7～11 時

出典) 「三池労働争議経過誌」, 「九州日報」, 「福岡日々新聞」等より作成。

注) 演説会の名称は、資料記載であり、必ずしも当事者の命名ではない。

また筆者による簡略等修正がある。

三池製作所争議団が三川町有明座で主催した「労働演説会」がその嚆矢であった。製作所争議団は単独で六月八日までに四回演説会を開催している。

六月十一日の争議団聯合結成後は、同総本部内に弁論部が設置され、同総本部主催の大規模な演説会が実施された。早速翌十二日には「争議経過報告演説会」を三川町電気館で開催し、続けて十三日には市内聚楽座で「大演説会」を催し、聴衆約一五〇〇人が耳を傾けた。弁士は製作所の十人を中心に四山・勝立・万田など各坑の現場争議団労働者が担い、要求の初志貫徹・会社の反省と自覚の促進・労働者の一致団結の三決議と労働者の利益を阻害する第三者の「有害無益ナル就業勧告や仲裁」は「徹底的ニ排除」すると言明し、「我々労働者ノ問題ハ労働者自身ノ手ヲ以ッテ解決スル」と、決議文を朗読した(「経過誌」六月十三日)。

十六日には、さらに大規模な演説会を挙行了た。同日午後七時総本部開催の「大演説会」(於大牟田市内新富座)には、聴衆二〇〇〇余人が来場し、「盛況ヲ極メ、場内立錫ノ余地ナク、入場ヲ拒否サレ踵ヲ返スモノ夥シ」と評され(同右六月十六日)、市民の争議への熱い支持が示された。演説会の弁士は、製作所・製煉所・染料工業所・万田坑・宮浦坑・四山坑など鉱業所各炭坑など三〇名の現場労働者であった。その弁

第16表（2） 演説会（諸団体）

月日	主催者	演説会名称	会場	聴衆者数・弁士など
月日 5.23	三池労働同盟	演説会	市内大牟田劇場	夜開催
6. 6	〃	〃	駛馬村小堺方	〃
. 7	〃	〃	三川町電気館	〃
.12	商工振興会	市民大会	市内聚楽座	6日にも「市民大会」開催（2回目）、同会森善次会長
.14	三池労働同盟	演説会	駛馬村光徳寺	聴衆1,100名、弁士宮田浅男と同盟脱退者で、その後復帰した山浦、田村3人、午後7時～
〃	三池同盟脱退組	労働演説会	市内新富座	〃 600名、弁士金永、古賀、蓮尾、瀬戸はつよ等、盛況、午前11時～
.15	三池労働同盟	労働演説会	三川町有明座	〃 400名、弁士宮田、田村、山浦、3名
.16	〃	演説会	市内帝国館	〃 600名、弁士上記3名他万田坑運転手、染物工場職工
.17	青年労義会	市民大会	〃 聚楽座	三池同盟脱退者結成組織主催、聴衆約200名、染料職工も弁士
.18	三池労働同盟	労働演説会	長州町長楽座	聴衆75名（「大失敗」）
.20	大牟田振興会	民衆大会	市内大牟田劇場	下川龍堂会長、聴衆1,300名、盛況、弁士下川ら10名
.21	三池労働同盟	演説会	三川町電気館	聴衆400名、弁士宮田、前畑茂八郎元万田坑運転手ら5名、午後7時～ （「過激言辞」により3名弁論中止）
.24	〃	演説会	市内大牟田劇場	聴衆約600名、盛況
.28	商工振興会	暴三井膺懲市民大会	〃 新富座	森善次主催、聴衆約2000名、森が三井購買組合撤廃運動の経過報告、弁士森ほか9名、「貧弱、論旨要領ヲ得ズ」（「経過誌」）

出典）前出。

舌内容の具体的中身は判らないが、「論旨凡そ穩健ニシテ哀願的也、努メテ聴衆ノ同情ヲ集メ」（同右）たとされ、自らの境遇と支援を訴えたと思われる。

その後も演説会は争議団聯合だけでなく、染料工業所、製煉所、宮浦坑など各部署で頻繁に開催された（第16表（1）参照）。また、争議団だけでなく、大牟田市所在の各種団体も争議期間中には活発な演説会を開催している（第16表（2））。これら地域の該団体の活動については、後に検討する。争議終了後の七月二日にも、製作所争議団は「感謝演説会」を開催している。ここには争議団の直接市民と接する方策が、最後まで堅持

され込み出ている、と言って良いであろう。

作詞・作曲 歌唱は、争議団の結束を強め、地域住民に訴える強力な武器となった。争議団本部の壁には、古歌「外からは手も当てられぬ要害も内より破る栗のいが哉」を貼り、標語として自らを戒めていた（九州日報 六月七日）。争議団組合員が口ずさんだ歌は、「労働歌」「争議の歌」「革命歌」「赤旗」「長恨歌」「遠征歌」などであった。「労働歌」は二つあり、一つは野球応援の節で歌われ、もう一つは六月上旬頃三池労働同盟の田崎らが「二十世紀ノ東洋ハ…」の節で歌っていたとされる。「争議の歌」は、三池労働同盟の瀬戸はつよが創り、七月三日に染料工業所争議団、亜鉛製錬争議団に送付した争議唄で、ノーエ節で歌われ（経過誌 七月三日）、「革命歌」は、争議後にも職工の間で第一高等学校寮歌の節で歌われた。⁽²⁰⁾ これらの中で、争議と直接関わる歌詞が、「長恨歌」「遠征歌」である。六月十九日に作成され、二三日印刷・二八日発行の奥付で、発行者内野精一、印刷者中野勇、印刷所中野精美堂とあり（全て大牟田市内）、著作者知覧翹と記されているが、表紙は「労働争議団 惨涙祈念 長恨歌 染料N支部演藝部発行」と印刷されている（二段組十頁）。さらに表紙には鉛筆で、作者N工場松田某・松尾某と書き込まれている。右記の歌は、すべて警察が禁止しており、作詞者の特定を避けるため著作者知覧翹にしたのであろう。「遠征歌」も表紙は「長恨歌」と全く同じ形式で、「長恨歌」の個所を「遠征歌」に置換え、同時に発行されている。「遠征歌」は、争議団行商隊が行商の際に利用し、市民にアピールした。争議団員の行商時の心情が分かるので、少し長いが全文を引用しよう（なお漢字にはほとんど全てふりがなが付されているが、省略した。囲み数字・傍線は引用者）。

三 池 労働争議 遠征歌

過ぐる五月の末つ方

正義の旗を翻す（以下、同様の二行形式で記述、本稿では適宜改行）

一万余千の労働者 細き烟も立て兼る

① 父に願へど仇櫻 情け用捨も荒磯の 波に押さるる真砂石 髪一筋の慈悲もなし

吾等の望みはすげなくも 一も二もなく突返し たのみの綱も切れ果てて 茲に句余の日を送る

② 僅かばかりの賃銭に 固より貯へあらぬ身の 二十余日の戦に 家庭の悲惨事極みなり

置き去りにせし 父母や妻子は 如何に過ごすらん 心は千々に砕くれど 前途は遠し持久戦

③ 後顧の暇もあらばこそ 私事は振りすて 我が目的の達成に 涙を揮ひ猛進す

厚き市民の同情に 泉の如く尽せねど

④ 日々に増し来る争議団 行商隊の活動は 全市に溢るゝばかりにて

市民の苦衷も思はるゝ 斯くては果てじと諸共に 是るはる上る旅の空

四方にしるべ荒波の 行方は何地（いづち）と定めねど

⑤ 渡る世間に鬼はなし 仁義の国に蛇は棲まじ

⑥ 叫ぶ吾等の正義には 神の情けもあるならん 叫ぶ吾等の道理には

仏の救ひもあるならん

（全四〇行）

以上が「遠征歌」である。当時の行商参加労働者の心情が読み取れる。①では、経営側を「父」にたとえ、「経営家族主義」の労働者への浸透が窺われる。しかし家族的な心情が反転して髪の毛ほどの僅かな情けも無い、と強い批判の矛先を向けている。②では低賃金による生活の実情を伝え、争議中の家庭の悲惨さを訴えて市民の同情を誘っている。③では一転して、私事を超えた公事（本争議参加）に尽くす心情が表出され、それを市民が支えてくれていることを忘れていない。④では行商隊の活動による小売商の打撃など市民の苦衷にも思いを馳せている。⑤の句は、苦しい争議の最

中でも民衆を信頼する表明であろう。⑥は神仏を口上に載せ、民衆の心情に寄り添いながら自らの争議の正当性を訴えている。自らの現状・経営側の無慈悲・家族への思い・市民との共感(苦衷)・争議の公的性格や正当性などを地域住民の心情に即して、馴染みやすい言葉で訴えている。

「長恨歌」も訴える内容は、「遠征歌」とほぼ同じであり、争議の長詞である。かなり長いが、以下その全文を掲げておこう。

長恨歌

(上段)

頃は大正十三年の

我が親愛なる労働者は

泣く／＼月日を送りしが

嗚呼如何にせんすべもなく

昨日今日とは暮らせども

取るべき道は唯一つ

そのねむりをばさまされて

我が大牟田の争議団

① 天に翼黄(比翼)の鳥あるも

みじんひるまぬ集なる

再三再四血をふるい

② 剛情一途の大三井

(下段)

月は五月の末つ方

日々の家計に苦しみつ

されど悲しや神ならぬ

唯いたましき月日はば

いやましつものる生活に

軒端の草も朝露に

こゝに魏然と起こりしは

真心よりの叫びにて

地には連理の枝あるも

こゝに我が團の代表は

願の文を差出せど

情の露も荒波の

ずがる袖をばふりはなす
噫々地も砕け天もさけて

望みの網も切れ果て、

持久の策ぞ廻りけり

千辛万苦も物とせず

益々意気を振り立て

③ 貯へ他になき哀れさを

深き恵をたれ給ふ

唯感涙の外ぞなし

夕の嵐の入るさにも

④ 唯吾のみか父母も

地にひれ伏して謝するのみ

語るも涙の種ながら

家計もあはれ細々と

其のみじめなる生活も

我身も忘れ盡す折り

我が子の死をば知せたる

しばしば涙も出てざりし

帰りを如何にす、むれど

私事は公事にかへがたく

いとどけなげの覚悟なる

無情の極みぞ恨みなる

従ふるものも今は早や

今は是非なく諸共に

かくて十有幾日の

我精銳の団員は

彼れにむかへりされどまた

神も見捨て給わらで

市民の情けぞ身にしみて

朝の嵐の出さにも

溶とたる計りの御情に

又兄弟も諸共に

こゝに哀れを留めしは

我が団員の一人にて

かまどの煙も立てかねる

打忘れつ、けなげにも

はからず来る電報は

凶事に驚ろく団員は

かくて果てじと我友は

例へ我が子は死するとも

みじん動かぬ其様は

この有様を打見ては

鬼神もみかて泣つらん

かゝる悲痛を重ね行く

正義に進む真心を

しろし召れて願くば

厚き恵を垂れ給ひ

尚行末の御情を

袖に縋りて願ふらん

清き情を祈るなり

清き情を祈るなり

(ふりがな省略、カッコ内筆者)

中国唐の詩人白居易の「長恨歌」をタイトルにして、家計の苦しさ・生活不安からその詩の著名な句①を挟みながら、争議に決起しそれを貫く争議団の心情を歌っている。

- ②から⑤の各節は、それぞれ以下の訴えである。②三井批判(経営批判)、③家計の苦しさと市民の支援への感謝、④苦しい家計のなか争議参加容認への父母・兄弟への感謝と贖罪(参加のため家族を支援できず)、さらに我が子の死という悲劇にも関わらず、争議参加を貫く団員の心情を訴えている。「家族」を前面に押し出すことによって、地域住民の共感を呼び込む訴えである。⑤我が子の死という悲しみにもかかわらず、「私事」を超えて「公事」に挺身する、⑤では争議を「公事」として強く地域住民に訴えている。

資料として残っている右の二つの歌詞以外にも、行商隊は各地域でその地域の歌を取り入れながら宣伝活動を行なっている。入手できた様々な楽器を組み合わせ、演奏しながら「行商・宣伝活動に励んでいる。その様子を、経営側が「大牟田毎日新聞」に有明月男(市内)の名で投稿した「行商隊の墮落」(六月二十三日)が報じている。行商隊がバイオリンを鳴らし、蓄音機で一戸一戸レコードをかけ、半間琴(携帯用琴など)を弾き、一銭、二銭金を貰っている様子を

「不良少年そっくり」と争議団の行商を批判している。これらの経験は、後に三池炭礦音楽隊（オーケストラバンド）の基盤となった。

演劇など 劇も自ら作り演じた。「労働争議」と題する「幕物」の劇がそれである。争議団聯合を脱退した争議団員が、脚本を作成し団員自ら振付け、六月二六日に所作を練習し試演した後、六月二七日から三日間の芝居興行許可を「其筋」に申請し、三川町有明座で芝居を実施している。

脚本は、以下の六幕である。「序幕 争議ノ勃発 第二幕 奥様ノ同情 第三幕 社員ノ薄情 第四幕 争議団員家族ノ悲劇 第五幕 行商隊ノ哀話 第六幕 父母妻子ノ哀願ニヨリ辞職」（「経過誌」六月二六日）。その詳しい内容はわからないが、争議と家族の関係が全面に押し出され、地域住民の感情を揺さぶり、同情を誘う構成になっていることが読み取れる。争議中の演劇は、多くの人手や時間を必要とするので、何回も行われなかった。右の演劇が開催されたのは、争議終結で調停が成立した前後である。開催するためには、宣伝のためのポスターや幟を作成する必要もある。その技術も習得していたことと言うまでもない。行商の際にも、地域住民に知らせるポスターを作成・展示し、ポスター・幟を掲げて歩き回っていた。このように演劇開催に必要なすべての手段を、争議団員は吸収していた。それを活用し、自らの置かれた実情と主張を、媒介者なしで自らの言葉と身体で表現し、地域住民に訴える文化水準に達していた。

以上見たように、労働者が、他者の媒介なく自らの手で、演説・音楽・演劇などを通して、自らの境遇・考え・権利を市民・地域住民に訴えることは、労働者の精神的自立を端的に表現しており、労働者文化の創造と表現しても決して大仰ではないだろう。こうした水準の労働者を企業内に留め置くことが、経営側の次の重要な課題であった。労務対策の中心人物長沢一夫は、欧米視察を経験して労働問題対策の重要性を認識しており、三池労働者の知的水準を充分に理

解して、それに対応していった。三池炭礦の「合理化」と並行して推進されたその施策が、労働組合を無力化する大きな要因となった。

- (1)、(2) 「労働争議報告 万田坑」(「争議報告」所収 三井文庫所蔵 三池鉱業所総務571、以下総務571と略)。
 - (3) 「三池労働争議経過誌」六月二十九日、以下「経過誌」と略(総務570)。
 - (4) 同右 六月二十八日。
 - (5) 以上、引用順に「大正十三年六月三十日(時間略)市長仲裁争議解決顛末記録(第六回)」、「大正十三年(日時略)争議団委員会社側幹部 会見記録(第一回)」、「三池労働争議会見録」所収 以下、「会見録」と略。総務572)。
 - (6) 前掲「会見録(第一回)」争議団員発言。
 - (7) 「長沢一夫談話」八五〜六頁、三井文庫所蔵 三井鉱山五十年史稿本編纂資料三九四。以下同資料は「五十年史稿資料」と略す。
 - (8) 引用「会見録(第一回)」十八頁、同(六回)。
 - (9) 尾形発本店取締役宛「発信電報」第四報六月六日(「争議書類」所収 総務578)、以下、本文には「発信電報」と記述、「争議情報」第五報六月十一日(「争議書類」所収 総務578)。
 - (10) 「三池港務所労働争議報告」、「建築稼働者動揺報告」(「争議報告」所収 総務571)。
 - (11) 「製作所争議顛末」尾形宛三池製作所長中山岩吉発 五月二十九日(「争議書類」所収 総務578)。
 - (12) 「私共の憤慨に絶えないのは已むを得ない事情で出勤時間が一分間でも遅刻しても直に其一日の条約米の供給を止めるのみか十五日間の皆勤賞と金が零になります、社員は勤務時間中でさへラケットを手にして悠々としてテニスコートで遊んでいるのです」(「福岡日日新聞」六月十四日)。
- (13) 「会見録(第四回)」。

- (14) 以上の引用については、「宮原坑争議報告」〔争議報告〕所収 総務571、「第一回稼働者情況報告」〔六月十日〕（染料工業所事務所主任発三池鉱業所庶務主任宛「労働争議報告ニ関スル件」所収 前掲『争議報告』所収、「第一回稼働者情況報告」〔六月十日〕大浦坑（前掲「争議報告」所収）。
- (15) 「労働争議報告（宮浦坑）」（前掲「争議報告」所収）。
- (16) 以上、「大正十三年九月 労働争議報告 万田坑」（前掲「争議報告」所収）。
- (17) 「大正十三年六月二十六日三池労働争議ノ概況」〔大牟田争議ノ概況（第二信）〕所収〔「各地労働争議関係」所収 総務569〕。
- (18) 「共愛組合役員ト先般争議トノ関係」（秘 親展大正十三年八月七日三池庶務主任発三池各共愛組合長（前掲「争議報告」所収）。
- (19) 「市政上ニ於ケル三井ノ地位」（「大正十三年六月二十六日三池労働争議ノ概況」二二頁〔大牟田争議ノ概況（第二信）〕所収）「各地労働争議関係」所収 総務569）。
- (20) 歌詞は、いずれも「三池労働争議経過誌付属書類」所収〔「五十年史稿資料」822〕。

四 企業城下町の大争議と地域社会

1 争議支援の波及

三池炭礦を中核とする関連企業の急速な発展により、大牟田町は一九一七年三月市制に昇格した。大牟田の人々は、炭礦関係職員を「役人さん」と呼んでいた。官營の名残が、そうした意識を醸成していた。こうした企業城下町にもかかわらず、三池製作所の争議を起点に、争議は三井関連企業全体に拡大し、「全三池争議」と呼ばれる争議に発展した。

それを支えたのが、争議支援の広範な拡がりであった。

争議支援ピラの 製作所争議の開始間もない六月四、五日頃に、三名連記の以下の内容の争議団支援ピラが配布され

配布と新聞報道 た。「資本家三井の冷遇に泣きつ、ある労働者諸君は賃金値上、共愛組合廃止（購買組合を含む）

の撤廃外数項の要求条件を掲げて奮起しました」と争議理由を記し、生活に余裕がないため会社側の休業措置により、やむなく行商を開始し生活を支え、要求の徹底に努力している、と今の状況を活写した後、「商人諸君は勿論一般市民諸君よ！」と呼びかけ、「彼等の要求条件が貫徹すれば我々市民経営の危急を救助することが出来る密接なる関係を有することなれば、我々自身のために出来得る限り応援し様じゃありませんか 先づ問題はパンに在るのです、我々は此の際我々の生活の一部をさいて彼等の団結を一層力づけ彼等の意志の実現を計る為にお互に努力しましょう」（傍線部分は警察により抹消、適宜読点加筆）と訴えた。⁽¹⁾

五日以降、新聞各社は、連日争議報道を開始し、市民の争議への反応を報じた。「九州日報」は、すでに本稿（上）で指摘したように、五日「罷業団に市民の同情」の見出しを付け、行商売上の盛況、大牟田商工振興会全会員の全面的支援と同会員による寄付依頼の篤志家への戸別訪問、三池労働同盟も陰で援助、と報じた。同夕刊では、「三池製作所職工千三百名の休盟」の大見出しのもと、「最も秩序的に且つ紳士的に休盟遂行」（小見出し）と題して、整然と行商や罷業が実施され、午前九時に各地から出発した行商隊が市民の注目を浴び、「市民の同情により」日用品等が「競ふて購入」される様子を報じた。同時に争議団では「職工側が行商其の他に就き不正の行為其他或は激昂の余り不穩の行動をなさぬ様警戒の目を光らしつつあり、総てが秩序的紳士的に行はれて居ることは九州に於ける労働争議の新事例と見るべき」と評価した。さらに「争議団に応援 市内各組合より」（小見出し）で、大牟田商業団体、市内本町組合、漬物商組合などから争議団に応援の申込があった、と報じた。こうした新聞報道が、支援の輪をいっそう拡げた。

地元諸団体・個人の支援　もっとも組織立って支援したのが、地元の商業団体であった。六月六日には砂糖商、自転車商など五人が発起人となり、大牟田劇場で午後一時から商人大会を開催、購買組合撤廃で氣勢をあげた（「九州日報」六月六日）。同日午後七時半には、同所で大牟田商工振興会主催の演説会が開かれ（森善次座長、聴衆七〇〇余人）、四条件を決議した（購買組合撤廃、悪水問題解決、鉱毒問題解決、炭坑陥落地賠償問題解決）。この演説会は、「福岡日日新聞」、「九州日報」ともに八日付で報じ、「日報」は「暴三井応懲市民大会 各弁士交々熱弁を振ふ」の見出しで報じた。同会は、先の四条件がすべて拒否されたことを理由に、十二日にも第二回市民大会を開催した（十四日付「九州日報」は「第二回懲市民大会 聴衆実に二千名」と報ず）。二〇日には大牟田振興会（下川龍堂会長、森善次の会とは異なる）が「民衆大会」を大牟田劇場で開催し（弁士十人）、購買組合撤廃を唱え、経営側の責任を叫んだ。聴衆一三〇〇人で盛会であった（「経過誌」二十日）。その後も様々な地元の商業者が、購買組合撤廃を主な要求として争議団を支援した。

「九州日報」は、諸団体・個人の争議団支援の情報を続々と伝えた。既述したが、十七日には「市中の同情は依然深い」（小見出し）として、大牟田市茶道茶話会が白米・野菜荷車十一台分を寄贈したこと等を報じ、二〇日には「大牟田市内外同情の 罷業団に集まる 一青年や一女床屋の金品寄贈 痒い所に手の届くような応援振り」（小見出し）と市民の支援を次のように詳しく報じた。二〇歳に満たぬ青年が勝立坑に九円寄贈し、一女床屋が本部に十円を寄贈など続々寄贈する様子を伝え、「労働者のために金銭を惜まず、努力を惜しまず、激励や援助を与えて居ることは如何に大牟田市内の下層階級に在る大部分の市民が労働者に同情を表して居るかが判り同時に如何に三井炭礦側の従来の仕打ちに反感を持って居るかが窺はれる」と。この報道は、当時の大牟田市民の意識状況を端的に映し出している。実際、市民の争議団への同情は、行政組織にも反映され、争議団行商隊には区長、衛生組長などが案内役を果たした、と指摘され

ている。⁽²⁾

争議団支援が強かった市民意識を背景に、政治団体も争議団支援に動いた。地元の「振論会」（石川雄三郎関係、憲政会志向）は、九日朝、製作所争議団に米・漬物・薪などを三輪車で寄贈し、午後には米六俵・漬物味噌一樽・醤油二樽・薪一輦の合計六輦を同会の旗を靡かせ、市中を通過して寄贈した。⁽³⁾

大牟田市民のみならず、周辺市町村・農民からの支援も厚かった。十二日には「地方村民の同情厚く白米其他寄贈品が続々到着している」と報じられ、十四日には松原町農民団から野菜九車分が寄贈され（「九州日報」十二日、十五日）、万田坑付近三池郡駛馬村の住民は争議団事務所の探索・交渉から備品の搬入、行商品の購入、行商品仕入先問屋の世話・安価仕入まで、あらゆる便宜を提供した。⁽⁴⁾

広域支援の波 争議団への支援は、直接関係する人々に限られなかった。九州地域の諸団体から全国的団体にまで広がった。農民組合からの支援が、早期から始まった。六日には都築農民組合から激励の電報が届いた。十二日の「九州日報」は、日本農民組合九州本部の食糧支援の申出、次いで熊本県八代郡都築小作争議本部からの応援の申出を報じ、後者では製作所の支援延期要請に対応して応援糧食白米二五俵等が万田駅に届けられた、と報じた。さらに福岡市外箱崎農民組合の食料支援も報じた。

労働関係の団体・個人が、支援に向かったのは言うまでもない。日本労働総同盟の九州联合会関係者は、争議が拡大すると次々に視察員を派遣した。争議状況の把握と支援のためであった。西部炭坑夫組合の稲葉慎太郎は、九日に三池労働同盟の田崎貞吉とともに大牟田警察署に拘留された。その不当拘留処分を理由に、十一日には、九州联合会本部出版委員長鳥居茂樹（北九州鉄工組合委員）が大牟田に来訪し、同時に同宣伝拡張委員長兼西部炭坑夫組合主事教野賢治が、争議解決後の組合設立の可能性を探る目的も持って来訪した。両者とも警察によって、直ちにそれぞれ熊本、八幡

に送還されている。さらに同日、総同盟大阪聯合会の本山茂貞、鍋島貞親も来訪し、聯合争議団本部を訪問している。本部員は警戒して会見せず、巧みに幹部が密会した、とされる。

その後、十七日までに関西同盟会から三五〇円の送付があり、十九日には大阪聯合会理事会が、広島因ノ島争議、神戸ダシロップ争議と並んで三池争議に一万円の寄付を決定した。さらに二四日には東京三田の日本労働総同盟本部中央委員会、大阪市電争議、小倉製鋼所争議それに三池争議に一万円の送付を決定した。こうした経済的援助とともに主要メンバーを送り込んだ。一万円送付決定の同日、主要幹部とともに全国水平社長近藤惣衛門も来訪した。⁽⁵⁾ 総同盟のメンバーは、争議後の組合設立を見据えて、争議の終結まで係り続けた。この点を含め総同盟の関わりについては、詳しくは次節で見よう。

これまで見たように、争議団支援の輪は、幾重にも重なりながら全国に波及していった。しかし、その一方で足元では、争議の長期化に伴う矛盾も顕在化しつつあった。この矛盾が市民意識にどのような変化をもたらし、関係諸団体の動向にどのような影響を与えたのか、次節で見たい。

2 世論の推移と諸団体の動向

市内世論の変化 争議が長引くに伴い、市民の意識にも変化が現れた。六月十六日付「福岡日日新聞」は、「三池の争議で各商店も不景気 収入が減切り減る」の見出しを掲載し、「火の消えたやうな大牟田目抜き地 市内の当職行商人は大打撃 罷工団行商隊の活躍」の小見出しで、小売商店・行商人の不振と行商隊の活発な活動を対比して報じた。同紙は、十八日にも「行商隊に職を奪われ 薯で餓を凌ぐ小売商 大工職人にまで手を延ばす罷工達」の見出しを掲げ、七万の大牟田市民は二週間にわたる争議で一千余名の行商隊のため、小売商人は争議団行商人に圧倒され、惨めな者が

頻出している、特に小売商人の打撃が著しく、「市内の豆腐屋の如きは争議の打撃を受け商内がなくなり家族一同馬鈴薯を三日間食って居る者さえ生じた」とし、さらに大工職など職工の仕事まで手を出したため、普通職人まで影響し、市民の生活に不安が生じている、とその様子を報じた。

こうした新聞報道に先立って、市民の奥底にある意識の変化を経営側も把握していたと思われる。その状況について、「三池労働争議経過誌」（十一日）は次のように記述した。市民は争議の前途が判らぬ不安と商況不振により、意識が変化して「市有志間ニ争議団ノ反省ヲ促ス為種々ノ宣伝戦開始セラレ、主ナルモノハ桑原馬吉氏ノ愛市団、国土会、市民有志ノ名ノモトニ別紙ノ如キ宣伝ビラヲ作成シ市内及市付近ニ散布ヲ開始シ、大野又蔵、今村仁市両氏ハ即時就業勧告団、小売商人・行商人結束団、労働行商押売謝絶団、労働者温良家族団、市町村有志団、納税済小売行商人団等ノ名称ノモトニ別紙ノ如キ即時就業勧告、行商団謝絶勧告ノ各種宣伝ビラヲ作成シ、市内及市付近ニ散布ヲ開始せり」と。ここに挙げられた人は、ほとんどが経営側の費用と意図にもとにビラ・ポスターを作成していた。従ってそのビラは直接市民意識を反映してはいない。それにもかかわらず、争議終結を求める市民が増大し、それを意識したビラが配布されたことは、市民意識の底流における変化と見て良い。実際、争議団行商隊を歓迎し、飛ぶように売っていた市内・近隣町村の行商も漸次不振となり、遠征行商隊を組織し、十三日から行商の遠征を開始している。ただ、この措置は遠征隊が物売りだけでなく、争議の支持を広範囲に拡大し、多様な活動を展開する基盤作りの意味もあった（「経過誌」）。

経営側が多種類の争議団批判ビラを大量に配布するものこの時期からであり、右記載と異なる諸団体のビラも活発に配布された（第17表参照）。十一日に争議団聯合が結成され、争議の長期化が市民にも看取され、前途不安・商況不振により争議への積極的支持から調停期待へと市民意識の変化が底流で生じていた。実際、その状況を反映して、大牟田商業団等の「公友会」は、十一日の役員総会で市長への調停依頼を決定した。同会は争議発生三日目から活動を開始し

第17表 配布ビラ・ポスター・新聞投書

タイトル	作成者	内容等
〈配布ビラ〉		
*「即時就業勧告!!」6月10日	即時就業勧告団	天野・今村作成、内争中止、産業立国、行商隊商品購入考慮
*「奮へ市民!! 立て市民!!」 11日	愛市団	桑原等、製作所争議批判、産業破壊、国家滅亡
*「目醒めよ市民!! 自覚せよ 労働争議団」	市民有志	〃、購買組合撤廃批判、共同一致、安寧主張
*「賢明なる市民諸君に」	大牟田国土会	〃、国力充実、産業発展、市の安泰維持、争議中止
「労資及び市民の三者に檄す」 12日	立憲青年党	赤化ロシア、暴虐アメリカ、国家産業の大事、労資協調を主張
*「争議の風塵一圧せられた大牟田市の諸君!!」12日	武藤久太郎	行商隊の小売圧迫批判、秩序回復、米国の圧迫に対処
*「敢て市民諸君に訴ふ!!!」	〃	争議に絡む家庭悲劇、日本経済不振、産業立国、米国の排日批判
*「市民諸君!!! 争議団諸君!!!」	〃	国家的危機、産業立国に向け就業強調
「市民諸君!!! 御同情ある御解決を!!!」	納税済小売商人団	納税していない行商隊批判
「大勢決す」	立憲青年党	互譲強調、国家産業の大事、国際経済戦の前に覚醒せよ
〈ポスター・パンフ〉		
*「即時就業勧告!!! 行商団謝絶勧告!!!」	大牟田小売商人結束団、労働行商押売謝絶団、労働者温良家族団、市町村有志団	小売商人・行商人の打撃大、国家多事多端、内争停止産業復興
*「△押し売、物貰を断れ…皆さん」 同上左右に「吾等の生活を何如する」	大牟田市付近町村小売商店・行商人団・就業勧告団	△個所「汝の本業に就け! 労働者! 諸君の温き家庭を省よ!」 △〃「何者ぞ諸君を煽動する!」 (赤地に白抜き字、石版刷)
*「皆さんスグに就業しましょう」 「急告? 市民同胞見落勿れ 主意及声明書」(6月30日発表)	大牟田振興会(パンフ)	縦2尺5寸、横9寸、模造紙に青字 下川龍堂座長、長文、着手すべき五事業、三綱領など 「当面の労働争議に対する本会の所感」7個条、争議原因経営側に
〈新聞へ投書〉*		〈投書先〉
「現代悲劇 不孝者一幕脚 脚色者蠟氏、京蝶」		家族を置いて争議する職工を老人が批判 大牟田毎日、西海日日
「市民諸君に謹告ス」(6月13日)	大牟田市民有志	共愛組合撤廃批判、同情を止め争議解決へ 大牟田毎日
「笛吹かれ踊り給ふか罷業団 市内男之助」(6月14日)		罷業団を直接批判せずそれを利用する者批判、 大牟田毎日、西海日日
「製作所罷業団の幹部様へ一罷業職工の父親より」		仕事したいが、袋叩きにあうという息子の訴え 〃、〃

タイトル	作成者	内容等
「諸君は実にお利巧だ 市内筑紫三郎」		泣き落して同情を得るやり方を批判 大牟田毎日、西海日々
「彼等に自由を与えよ」(6月20日)	宮浦住人	帰宅規制を批判 大牟田毎日
「行商隊の墮落」(6月23日)	市内有明月男	諸楽器で戸別訪問、門付を受取る //

出典 「争議書類」(三池鉱業所 総務578) 所収ピラ・パンフ・ポスター、「三池労働争議付属書類」(「五十年史稿資料」822)より作成。

- 注) 1. *印は三池鉱業所経営側の資金供給がある。武藤久太郎は三池請負人。新聞への投書はすべて経営側で原稿作成。大牟田国土会のピラの最初の原稿には三井鉱山株式会社名があり、印刷段階で消却している。
2. 上記記載以外に、三池労働同盟の次のピラとパンフが配布されている。
- ・「入会されても首を切られる恐れはありません」(5月下旬 田崎)
 - ・規約・加入申込書(6月25日)

ており、争議団幹部、鉱業所幹部、小売商などの主張の聴取・意見交換を実施しており、その上で十二日には市長と会見し、調停方法・時期についても意見交換している。商工振興会(森善次座長)も十二日の「市民大会」で市長一任を決議し、その後調停委員を選出し、公友会にも働きかけている。⁽⁶⁾

一般市民からも争議解決を望み、市長の調停依頼が殺到した。十二日午後一時には、市内の五、六、七、八区(有明町、築町、上官町、上町)と十四区の各商人・一般市民約五〇〇名が市役所へ集合した。その代表として、まず十四区側代表吉田市蔵(東新町)、吉富計一(日出町)、鍋田幸吉・鳥越三吉・大田黒鳥蔵(旭町)、伊藤茂久造(東新町)など区長及代理、各町内有志数名が、市長と面会して調停を依頼し、また五、六、七、八区代表委員も面会し、同様に調停を依頼した。市長は時期尚早として受けなかったが、要請側が根強く調停を迫ったため、市長から「可成早く協定」の回答があり、午後六時に引上げた(「経過誌」)。この事態は「九州日報」(十三日)でも「大牟田の商業家続々 市長室に殺到 市長の奮起促すや切なり」の見出しで取り上げ、五、八区との会見で「仲裁するつもり」と逃げたので、その前に市長と会見した東新町方面の市民一〇〇人を呼び戻し、四〇〇名で市長を詰問し、「奮起する」との言辞を引出し引上げた、と報じている。

その後、区長ら市民は、市長の態度があいまいで弱腰だとして、市長に頼らず仲裁適任者を協議し、八氏に依頼することを決定した。白田久内、野田卯太郎両代議

士、武藤登喜次郎、平山喜六両県会議員、陣内大牟田商工談話会会長、大内大牟田商業団会長、草野旭九州日報、加藤福日福岡日日新聞両記者の八名である。市民らは委員を選出し、その日の午後六時までに八氏へ個別訪問し、全員の承諾を得て、翌十三日午前十時に市役所で八氏の会合を実施した、と「九州日報」（十四日）は伝えている。これらの調停要請以外にも、同志会所属市会議員の要請や勧告など市長への仲裁要請は、日毎に強まっていた。

十四日には松本博、蓮尾次男、河野本雄らが主催する調停促進「市民大会」が新富座で開催され、市内十七区各區一名の代表者を選出し、これを調停委員として労使の仲裁者とすることを決定している（「九州日報」十五日）。この行動が市長への圧力となっていたのは、間違いない。こうした状況を受け、市長は調停の労をとる声明を発表し、その第一弾として十四日午後一時市役所に市議会幹部を招致し、翌十五日には三池炭礦側と交渉を開始している（「九州日報」十五日）。

商業団体と

各種組織・団体から市長へ仲裁要請が出され、それに応える形で、市長は要請を受諾したが、その前途

地域行政

には樂觀を許さない厳しい状況があった。「九州日報」（十五日）は、「岩井市長遂に蹶起す」と大書し

た見出しに「会社側曰く 全坑を閉鎖しても譲歩せぬ 職工側曰く 餓死しても無条件では降伏せぬ」との両者の主張を掲げ、果たして市長は両者を纏められるのか、とその手腕に注視した。その不安は、地域住民の皆が抱いていた。それ故、諸組織・諸団体の市長への働きかけと市民・近隣住民への訴えが、いっそう活発に展開された。購買組合撤廃を主張し、争議支援を協力的に支援していた商業団体の多くは、争議による商況不振のため、その旗を掲げつつ市長仲裁による争議終結に奔走した。

大牟田市商業団（馬場万吉座長）は、十九日午後十時頃に争議団聯合本部を訪問し、持久戦の不利を説き、市長仲裁の依頼を勧告した。同商業団は、二一日には市内不知火町の山本旅館を事務所とし、八名の実行委員を選出し、二三日

には市長に公平な仲裁を献策した。翌日には実行委員八名と旅館主は、鉱業所本社山上倶楽部を訪問し、市長仲裁に最善を期すと声明し、その後争議団総本部を訪ね、仲裁に不公平がないように監視することを臨時総会で決議したと伝え、市長仲裁による解決を希望する旨を要請した。同日、商工振興会（森善次）では、市長に「陳情書」（大牟田市商工業者有志 一市二郡商工振興会）署名を提出した。そこでは「三井鉱業所ノ門戸開放ト共愛購買組合ノ解散トヲ以テ七万市民ノ需給関係ヲ円滑ナラシメ自躬自足ノ道ヲ樹テザレバ如何トモナシ難ク」と、購買組合撤廃による大牟田市商況の回復を訴えていた。先の大牟田商業団は、争議団聯合総本部が市長調停を受諾した二六日後も、ほとんどの労働者が就業を拒否している状況を憂い、同幹部六名は製作所争議団伍長七〇名と市公会堂で会談した。調停案実施の保障を楯に就業を要請するも、その提案が経営側よりだとして争議団側から批判され、喧騒のうちに会見は終了した。⁽⁷⁾

商況不振による民意の変化を背景に、地域行政も新たな動きを取り始めた。争議団支援に積極的であった三川町々会は、十九日に臨時町会を開催し、争議調停促進方法を協議し、翌日には同町区長会議が争議善後策協議を実施し、争議団への寄贈の一切の見合せを決定した。争議団への寄贈が争議を長引かせる、との理由だった。翌二二日には、三池郡長は争議地町村長を郡役所に招集し、争議善後策を協議し、当面田植期のため争議団員の各町村への帰農を争議団に申し入れた。各町村在郷軍人會も同様の申入れを争議団に行った。二八日には、市外銀水村村長坂井真澄は市長仲裁案による妥結にも関わらず、罷業継続を遺憾として同日より全区長による戸別訪問を実施している（経過誌）。

労働関係団体と

商業団を先頭に、市長仲裁調停推進の動きが増大するなかで、市民の争議団支援が必ずしも低下し

諸組織の動向

たわけではない。加えて、争議参加者数は二一日頃には頂点に達していた。こうした状況を背景に、

日本労働総同盟は三池争議団員や地元の三池労働同盟あるいは知識職業人（医師等）などと接触を保ち、活発な活動を継続していた。三井鉱山本社・警視庁警察部からその情報が、三池鉱業所本部に次々と寄せられた。⁽⁸⁾

十七日には、関東労働同盟会執行委員市村光男、浅沼稻次郎、関西労働同盟主事藤岡文六ほか二名の大牟田来訪の来電（来訪未確認）、十九日には万田、四山の鉦夫住宅に潜入した東京無産者同盟の川内唯彦宛に在京の堺枯川（堺利彦）からの激励書（堺次女、為子名）、二〇日には九州聯合会坂田三郎、翌二一日亀山眼科医（医師玉真重章親友、三池労働同盟員金平欣平を援助）への大阪方面からの幹部来訪、二四日には日本労働総同盟本部高梨二夫、同九州聯合会主事広安栄一・教野賢治、全国水平社長近藤惣衛門（近藤光）、藤岡文六の来訪、二六日には高梨が七浦争議団支部を訪問し、炭山の組合設立を勧誘し、夜には藤岡文六、玉真とともに争議団本部を訪問した。この間、既述した争議団への諸送金決定もあった。また、九州労働同盟では、本部から三名の役員を派遣し、市長に仲裁を依頼したと、「九州日報」（二三日）は報じている。

二七日には新川町川島精米所で高梨二夫、教野賢治、近藤惣衛門、瀬戸はつよ等が、争議の見通しと今後の対応を会談した。それは、以下の内容であった。

総同盟では、今回の争議は労働者側の敗北に終わると見通している。しかし、今回労働者は団結の必要性を体験し、団結すれば目的が叶うとの確信を与え、労働組合設立の必要性が彼らの脳裏に萌芽した。この機を逃さず、総同盟加入を勧誘するのが適切な策であるが、官権により退去命令が出され、当地を出ざる得ないため、高梨は偽名で各争議団宛に手紙五通を作成し、瀬戸はつよの手で投函することを申合せた。二八日に山本貞夫（日本労働総同盟本部中央争議部員）の名で投函された高梨の手紙は、左記の内容であった。

三井の横暴・圧迫に抗し、人間として生活の安定を要求し、一大運動を起こしたのは、社会進化の道程、隷属的な生活から脱する今日の労働者に与えられた唯一の手段である。

その応援のために来牟した日本労働総同盟の一人として、一週間争議団員と語らい、演説会場に向き、運動政策、運動方法を調査した。残念ながら官憲により退去命令が出され、東京本部からの帰京命令により帰京するに際し、「貴争議団ヲ尊敬スル余リ一言」として、「諸兄等ガ三池労働争議機関トシテノ独立的ナ運動ヲ吾等ハ壮トスレドモ諸兄等ガ労働者個人ノ弱キヲ知り而シテ團結ノ偉大ナルヲ痛感シ居ル現状ニ於テ何故ニ今歩ヲ進メ他ノ労働団体ト手ヲ握リ全国的大團結ノ偉力ヲ以テ大牟田ノミナラズ東京ニ大阪ニ散財スル全三井ニ対抗スル時ニ於テ如何ニ有利ニ目的ノ貫徹ヲ期スルカニ考ヘ及バザルヲ三池全争議団ノ為ニ切シムモノデアル」「貴争議ノ始メヨリ吾等同志数名ハ応援ノ為来牟シ」たが、奮闘半ばで退去せざるを得ないが、調査だけの目的は達した。再度の忠言として「労働者ノ味方ハ労働者ニシテ労働組合ノ味方ハ労働組合デアルコトヲ」と述べ、最後に「日本労働総同盟ハ諸兄等ガ真ニ労働運動ヲ理解シ以テ正式ニ応援セヨト兄等ノ申込ノ来ルヲ待ッテ居ルモノデアル」と結んだ。⁹⁾

この高梨の勧誘の手紙は相当効果があり、炭山側には総同盟加入の主張者が出てきた、と「経過誌」では記述している。翌二九日には、染料争議団弁論部二名の福岡遠征を好機として、日本労働総同盟の九州聯合会所属福岡合同労働組合幹部秋本重治ほか二名が福岡に來た二名を訪ね、総同盟加入を勧誘した。同日、瀬戸はつよは、宮浦坑争議団に総同盟加入を勧誘し、翌三〇日に瀬戸、元三池労働同盟員松本博の二人は、製煉所争議終結を見越し、三池機械労働組合の結成を企図し、松本は九州鉄工組合と打ち合わせのため八幡に出発した。七月二日には、高梨、広安、福山雅敏三名が来牟し、瀬戸寅藏（通称、鍋寅）宅に滞在して総同盟三池支部設立に動き、高梨、広安は五日に帰途に着くも、福山は当分滞在することとなった。

三池製作所では七月一日に争議団解散など争議終結の手順を決定した後、その夜に支部長会議を開催し、争議団に代

わる「純労働組合」設立を協議し、その要綱・設立に関する重要事項を決定し、さらに創立委員を選挙し、組合員の調印に着手することを決議している。染料争議団、製煉所争議団でも、そうした動向があり、規約案が提示されていた。総同盟の影響が三池争議団にどの程度の影響を与えたか、その評価は難しい。右の動向を見れば、一定の影響を与え、労働組合結成の要因の一つであったことは、疑いない。経営側も組合について、設立された場合には、「労働組合組織ヲ善導スルコト」と準備を怠らなかつた。⁽¹⁰⁾

労働運動家のみならず、市長仲裁推進が活発化した六月中旬に入ると、様々な組織が結成され、活動が表面化した。ピラを配布した組織は、既述したように特定の人物が、名称を変えて争議の中止を求める場合が多かったが、争議を支持する政治組織、政党関係組織も活動を活発化させた。政友会系の「立憲青年党」は、以下のピラを十二日に配布した。ピラは「西に赤化ロシアの脅威あり、東に暴虐アメリカの無道にあふ 内には経済界の沈滞に国民は生活難の重荷に喘ぐ」で始まり、「祖国日本は今や存亡の危局に立てり、国民は上下一致団結して此の難局に処すべきにあらずや」と述べ、然るに争議・労働者は要求貫徹に固執し、資本家は壘を高くして之に応じず、国家産業の頽廃を顧みない。「資本家も労働家も静思一番国家産業一番の大事に反省せよ」と強調した後、「王国大三井よ！ 汝の子汝の労働者を愛せよ。弱き汝の子を見殺にする勿れ」「親愛なる労働者諸君よ！ 諸君は今日まで堂々として紳士の態度を以て相争へり 諸君の意気今や最高潮に達す、諸君は勝たねばならぬ、更に更に負けてはならぬ、正々堂々たる対陣の内に、諸君の権威を保持し、戦を熄む可き道を見出す可きではなか」と争議終息を提案し、市民には「この争議に何を見るか、産業の荒廃を顧みるか、生活難に叫ぶ労働者を見殺しにするか、労資の協調和合は産業隆昌の根本義たるを思えば市民諸君は傍観するに忍びざるべし、何ぞ起って両者を調停せざる」と述べ、最後に「吾人は三者の猛省を促し争議の円満解決を国民の名によりて懇請す」と結んでいる。⁽¹¹⁾

主に経営側を批判しつつ、労働者の譲歩も促し、労使協調による争議の早期解決のために、市民が仲裁に介入するよう、呼びかけた。これは、市民意識に照応する内容であった。市民は同組織が政友会系と知りつつ、ピラ内容を公平と評価していたからである。その後、同党は「大勢決す!!!」と題したピラを配布した（日付不明）。内容は、右のピラと基本的に同一であり、「互譲協調は争議解決の鍵」としたうえで、経営側には能率増進による労働者の生活の安定と理解それに人格の尊重を求め、労働者には「威力の最高潮」の今が和議の好機と主張し、この機を逃せば惨敗になる、と。その際、次の点を強調した。「労働者諸君よ！ 諸君は勝てり、堂々たる其陣容、肅然たる其態度、健全なる其持久力——斯くて諸君の主張と威力と業は已に天下に認識せられたり、社会は諸君を理解し同情せり、茲に於てか諸君は国家社会の為に反省背ざるべからず」と。労働者の主張は社会が理解・認識しており、「今日の精神的勝利」を強調して、国家のために争議の終結を求めた。¹²⁾

十九日には、「無産者同盟」の川内唯彦が、山浦徳次、島内勝とともに万田坑・四山坑の鉱夫住宅に入り、同盟への参加を勧誘した。他の市民団体では、二四日に下川龍堂、越知重吉、武藤竹次ら約三〇名が「市民会」を結成し、争議団、経営側を訪問し、争議の解決を要望した。経営側には購買組合の撤廃を同時に求めた。二七日になると、市内有志の田畑守吉、桑原馬吉らの政友会系大牟田市談話会と大牟田市第三、四区の政友会系政治団体が、市長調停不満による争議再燃を懸念し、改めて市長に早期解決を求めた。争議当初から争議団を支援した憲政会系の同志会も、二九日には市長を訪問し、調停案の内容を聴取して賛意を評し、解決に努力する旨の声明を発表した。

こうした諸組織の動向と並行して、政治家個人・行政関連でも様々な動きがあった。憲政会の臼田は、六月十七日に上京して本争議を若槻内務大臣（憲政会）と会談し、本争議を地方問題とせず、中央の問題として取組むように要請したと伝えられた。¹³⁾ その内実は不明であるが、中央からも注目される争議であったことは、間違いない。十八日には、内

務省社会局の安井事務官が日本労働総同盟本部での聴取の後、大牟田に向かった。三池争議団が同盟に加入していないため、本部の聴取では実態が把握できないからである。十九日から滞在し、調査にあった。二〇日には東京「協調会」の参事橋本能利保が視察に来牟し、前後して同所の野田辰次郎も来訪し、橋本は市長に面会している（「九州日報」二三日）。

争議参加者数が最高潮に達した二一日には、様々な動きがあった。内務省労働局の柳井事務官も数藤福岡県特高課長同道で来牟し、久留米憲兵分隊派遣の憲兵（十五日から滞在）が増派され、憲兵隊榊本大佐も来訪し、争議視察を行なっている。また、久留米在郷軍人会支部長田中大佐の命により、この日特使が派遣された。同特使により、三池炭山在郷軍人分会の争議に対する行動視察と注意が指示され、「公正中立」を厳しく求めた。さらに同日、福岡県新庄警察部長も来牟し、岩井市長と会見し、争議調停の意見交換を行った。新城は、その後争議団幹部と接触し、最後まで抗争は不利であり、今が仲裁の好機と説いた（「九州日報」二〇、二二、二二日、「経過誌」）。新城は、その後も争議団の説得にあたった。二二日夜には森本龍夫警視庁警視総監、官庁特別高等課警部補が来訪し、翌日に小宮大牟田警察署長と打合せを行なっている。争議調停に、新城警察部長の果たした役割は大きかった。その背景には、経営側の争議取締要請を警察が拒否する等により、警察側への争議団の信頼があった。福岡県警と熊本県警では、争議団への態度に差異があったが、主に争議団に対応した福岡県警が、公平な態度で接し、外部からの煽動者（警察的見方）を検挙するも、「争議団ニハ手ヲ下スノ余地ナシ」と言明し、「只時々争議団幹部ヲ警察ニ呼ビ出シテ注意ヲ与ヘ」「警察トシテ争議団ノ正当ナル理由ヲ認め居ルガ如シ」と評価される状況があった。⁽¹⁴⁾恐らく来牟した警察幹部は、争議団から信頼がある新城を全力で支えたと思われる。その成果が、調停の成立であった。

3 企業と地域社会―争議支援の基盤―

市政上の 三池炭礦を主軸に發展した大牟田市とその周辺町村に対する三井の地位は、圧倒的であった。それを象徴するものが、市政であった。この点について、三池炭礦所長も経験した長沢一夫は次のように回想している。「市の成立（市政施行一九一七年三月一日：筆者注、以下引用中カッコ同）と市会議員の改選と云ふことが属さんから言付けられた役目出会^マったから、僕が参謀長として此の人達（野田卯太郎衆議院議員）と日夜相談して、三十人の候補者が全部当選して反対が六、七人あったけれど全部落選して、それで僕の送別会をして貰^ハった⁽¹⁵⁾」。この状況から、争議時期には市議会構成に変化があったが、三井の地位が絶大であったことに変わりはない。

争議当時の市会議員構成は、総数三六名、うち政友会二四名、憲政会七名、三井五名であり、三井は中立を標榜していた。しかし、実質三井が実験を握っていた、と次のように調査・観察されている。「三井ハ表面中立ヲ装ヘルモ其實ハ政友派ト云フヘク市会ニ於ケル市政運用上絶大ノ發言権ヲ有シ此五名ノ諾否ト政友派ノ之ヲ支持スルコトニヨリ議決スルノ状態」である、⁽¹⁶⁾と。

三井では、地域の政治状況に大きな関心を寄せていた。土地利用規制、河川利用、鉄道敷設など、企業の業務遂行に多大な関係があるからである。本店取締役（牧田）が、普通選挙実施が確実視される状況を前に、大牟田市・近隣町村の選挙人の増加と選挙結果の予想を、尾形所長に詳しく報告を求めたのも（一九二三年）、その現れであった。争議直後（九月）の県会議員補欠選挙では、三井は飽く迄で、「厳正中立」を堅持した。結果は政友会の円仏七蔵が白田の配下にあった草野大吉の倍の得票で当選した。三池鉱業所庶務主任は、その選挙結果に安堵しつつ、本店取締役宛に「近來白田一派ノ新勢力ハ中流以下ヲ根拠トシテ益々隆盛ニ赴キ前途侮リ難キモノアリシガ、政友会派ハ其ノ間振ハサルコト甚敷漸次其勢力ヲ失墜セリ、幸ニモ今春野田翁（野田卯太郎：筆者）ノ出馬ニヨリ辛ウジテ其勢力ヲ持續スルニ止

マレリ」と報じた後、野田の当選と県議会補選の結果から憲政会派退潮の「一転機」に入り、党弊に倦き、人心の安定と堅実な発展が見込める、と結んで⁽¹⁷⁾いる。

翌二五（大正一四）年春の地方選に際し、四月十日の尾形宛本店取締役の電信は、その対応の仕方を詳細に記し、共愛組合推薦の立候補は差支えないが、候補への投票強制は絶対にしないように釘をさし、党派的色彩を排除し、「各派務メテ協調ヲ保ツ」ように指示した。これを受けて尾形は、「市会選挙ノ件」（四月十七日）を本店取締役に送り、現状の方策を次のように報告している。

当方と各政党幹部とは予て意思疎通を計り、殊に重要案件については「総テ茶話会ニ於テ協議」して円満に協調を保ち、大正十四年度予算案も無事通過し、「近來殊ニ妥協的協調ノ実ヲ挙グルコトニ相成」と、その成果を誇っている。選挙についても公友会、同志会の幹部と懇談し、公友会は当方の申入れに承諾の内意を漏らし、同志会は候補者の利害に重大な影響があるため容易に承諾の運びにならない。しかし、当方の趣旨、すなわち

三井各事業所従業者票は侵犯しないこと

三井関係候補者も従業者以外市内一般票を侵犯しないこと

この大体の趣旨は「妥協ノ精神」に基づき「至極」もつとめ、として白田久内からの以下の取極めの懇請があった。

一、一級票は決して各事業所従業員票を侵犯せぬこと

二、二級票は納屋居住者限り之れを侵犯せず、但し市中散在する従業者票は各候補者に於いて運動獲得するも妨げ

なし

以上の推移から、協調のこれ以上の拡大は困難だ、と判断している、と。

その後、四月二二日には、本店取締役から尾形に対し、「染料、製煉ノ共愛組合候補者ノ当選ニ付自然競争ノ渦中ニ

投ズルニ至ルベキ事態心配不堪へズ 共愛組合ニテ推薦シタル候補者ナレバ事業所側トシテモ競争ノ渦中ニ投セザルコニセラレタシ」と危機感に溢れた指示が出された。これに対し、尾形は「事業所トシテ絶対ニ渦中ニ投セザル次第」と返信している。この市町村会選挙では、十六名を立候補させ全員当選させている（大牟田市五人、三川町二人、駛馬村三人、玉川村二人、荒尾町五人）。本店との緊密な連絡のもと、党派に左右されず、「中立」を保ちながら実質的権限（企業目的の貫徹）を確保するのが、その狙い（方針）であった。¹⁸

三井は政友会寄りと一般的に見られているが、特定党派に立脚しているのではなく、経営にとって円滑に事業を機能させる、あるいは有利な条件を形成することが目的であって、特定党派を支持している訳ではない。三池の場合、炭礦払下げ後の早い時期から、地元名士の野田が経営に便宜を図っており、その関係が続いて来たのである。こうした地域の政治状況は、地域住民の生の切実な声が地域政治に届かない状況を作り出していた。

地域市町村民の 炭礦の開発・発展、亜鉛製煉の拡大、加えて染料工業事業の創成など大牟田石炭化学コンビナート**経営批判の根底** の形成に伴う工業の発展は、地元民に就業機会の増大をもたらすと同時に、多大な負荷を掛ける結果をもたらした。炭礦掘削に関係する陥落地問題、煙毒問題、悪水問題などが、それであった。この問題は、明らかに地域の政治的問題でもあった。しかし、それらの問題が、議会で充分論議された形跡はみられず、また行政が充分に取組んだとも思えない。経営の利益に不利となる事項について、議会・行政はそれを経営側の許容範囲内で対処した。既述のように、市町村の実権を事実上、経営側が掌握していたからである。

地域住民にとって、それらの問題が解決されず、三井の企業城下町故に、不満を持ちつつも、声に出して経営側と対峙する事も出来ず、大きな不満が心底に鬱積した状況にあった。争議がその状況下で起った。地域住民の日頃の鬱積した気持ち、争議支援の形で、一気に噴出したと言える。その状況は、三池各事業所からの報告でも指摘されている。

万田坑では、坑所側が「不利ナル立場」にあるとして、その理由を「付近部落民及商人ガ購買組合ノ関係又ハ土地賠償等ニテ反会社ノ氣勢横溢ナル事」にあり、そのため係員の説得・慰撫も信用しないと、嘆いている。宮浦坑でも、地域住民は損害賠償への不満、小売商人の購買組合への不満、総選挙での野田支援を強要する会社の態度に対する不満など「会社ニ対スル感情益々面白カラザル」際に争議が生じ、「付近住民ノ同情ハ争議団ニ集リ、寄付等ヲナスモノ相当多ク行商員ニ対シテ同情的ニ購入スルモノ多カリキ」と報告している。加えて、争議への同情は、争議参加者の多くが地域住民であり、地域商店の顧客であり、地域に根を張って近隣住民と相互に交流があり、相互に感情を共有する関係にあったことである。勝立坑の報告が、その事情を伝えている。¹⁹⁾

右の報告は社内からの報告であるが、社外の観察者の報告でも、同様の指摘がされている。争議中の争議状況を報告したなかで、地域世論の動向を次のように述べている。政友会系市民でも争議そのものは職工に同情的であり、冷静な第三者に立つ者は概して職工に同情せり、と。さらに農民まで支援する理由を、染料工業所の悪水問題、毒煙問題、炭坑の陥落地問題が、平素円満に解決しない鬱憤がある故と。²⁰⁾

こうした問題が争議を契機に一挙に表面化し、諸組織で取り上げられた。またそれらについて重視してこなかったジャーナリズムでも大きく報道し始めた。六月六日には、大牟田市商工振興会（森善次）主催の「市民大会」（第一回）が開催され（大牟田劇場）、同大会の決議文として、三井購買組合撤廃とともに、「毒煙問題」、「悪水問題」、「陥落地賠償問題」四つの「根本的解決ヲ期ス」が、決議された。小売商人要求の購買組合撤廃とともに、地域住民の不満が強かった三つの問題解決を掲げたのである。²¹⁾

「九州日報」（八日）は、「暴三井応懲市民大会 各弁士交々熱弁を振ふ」の見出しでこの大会を大きく報じ、四項目の決議文を掲載した。既述したように、四項目要求が一つも認められていないとして、十二日に第二回の「市民大会」

を開いた（聴衆二〇〇〇名）。この大会も大見出しで、同紙は報じている（同十四日付）。

「福岡日日新聞」（六月十四日）も、「炭坑社と振興会 購買組合撤廃煙毒要求 其他に関する三井側の意向」の大見出しで、この問題を報じた。炭坑社と商工振興会代表森善次の会見（九日）があり、その会見内容について十三日に炭坑社社員から同紙に投稿されたその「内答書」が、右の大見出しのもとに掲載されたのである。「内答書」は、九日の会見で三井側が示した市民大会決議四項目に対する詳しい反論＝見解である。その内容は、①購買組合は労働者の生活の安定のために必要、②煙毒問題（臭気など）は原因調査と設備充実により解決に努力する、問題があれば至急知らせてほしい、その対応に努力する。③大牟田川悪水問題については、産業都市では川が工場の排水路を担っているため産業を続ける以上、流水が黒いのは已むを得ない、しかし工場排水の中に害毒が無いように設備をしてきた。大牟田川水質は、試験の結果、漁場その他の被害が無いのは明白である。④土地陥落問題については、被害者と円満解決に努力する。交渉窓口を設け、事務室を新設し、被害者市民の便宜を図っている。経営側担当社員は、このような見解を示した。この対応に対して、森が納得しなかったことは、経営側批判の第二回「市民大会」を開催していることで明らかである。それは、大牟田市民が右の対応では納得しないことを意味していた。

これまで企業と地域社会の関係を検討してきた。企業城下町を形成し、行政・議会において実質的に圧倒的な力を有していた三井関連企業に対し、地元住民は自らの声を率直に企業に挙げることができなかった。たとえ挙げたとしても、その要求を実現することは、極めて困難であることを承知していた。それ故に、一万人を超える三井関連企業の稼働者が、正面から経営者に対し実力行使のストライキを決行したことは、地元民にとって驚異でもあり、日頃の鬱積した不満を吐き出す絶好の機会でもあった。しかも、争議団員・参加者は、地元の小売商人・農民などと顔見知りであり、あるいは家族・親類がその一員であり、日常的に付き合ひがあり、お互いの生活も生活感情も知り尽くしていた。それ故

に、争議を支持する岩盤を形成していた。しかし、その岩盤が、争議の長期化に伴う小売商人等の経済的困窮により矛盾を孕み、大きく動揺した。それが争議終結の一つの大きな要因となったのである。

- (1) 「三池労働争議経過誌付属書類」（「五十年史稿資料」822）。
 - (2) 「大正十三年六月二十六日三池労働争議ノ概況」（「大牟田争議ノ概況（第二信）」所収）『各地労働争議関係』所収 総務569）。
 - (3) 「発信電報」第七報（尾形所長発本店取締役宛）、「争議情報」第二報（三池鉱業所鉱務主任発各事業所長・各坑宛）（以上、『争議書類』所収 総務578）。
 - (4) 小堺談話、「小堺鎮、吉田国五郎氏談話」（談話聴取録（三池）其四）所収 「五十年史稿資料」520）。小堺は村役場勤務。
 - (5) 以上の労働団体、個人の動向については、「経過誌」六月九日～二四日、「九州日報」関係日付参照。
 - (6) 公友会「報告書」（「三池労働争議付属書類」所収 「五十年史稿資料」822）。なお、ピラの作成費用については、以下の記述がある（「三池労働争議付属書類」所収）。
 - 一、百式拾円（二万枚） 即時就業 配布賃 一、六十円（〃） 桑原原稿
 - 一、六十円（〃） 桑原、天野原稿
 - 一、壹百八十九円（三千枚） 大型宣伝ポスター、石版スリ 皆さん直ちに就業しましょう
 - 一、壹百五円（三千枚） 小型ポスター 押売、物売を断れ、皆さん
 - 一、壹百円（二万枚） 赤紙チラシ 即時就業勧告、行商団謝絶勧告
- 小計 六百三十四円 蓮尾、今村、桑原、天野分
配布貼付二就テハ武藤（久）加勢

一、二百三十二円三十銭 以上配布賃、昼飯代

計 八百六十六円三十銭 内金二百円交付 残六百六拾六円三十銭

一、二百六拾四円 ピラ壹万七千六百枚 国土会ピラ (商務草野分)

- (7) 以上、「経過誌」、「三池争議記録」(『労働部彙報』第四号所収「五十年史稿資料」390)。
- (8) 以下の記述は、資料引用の指摘がない箇所は、「経過誌」による。
- (9) 「三池労働争議付属書類」所収(『五十年史稿資料』822)。
- (10) 「秘労働組合組織要旨」(『争議書類』所収 総務578)。
- (11) 「労、資及び市民三者に檄す」(厳正中立 立憲青年党 同右所収)。
- (12) 「大勢決す!!!」(同右所収)。
- (13)、(14) 「大正十三年六月二十六日 三池労働争議ノ概況」(「大牟田争議の概況(第二信)」所収 『各地労働争議関係』所収 総務569)。
- (15) 「長沢一夫氏談話」(『五十年史稿資料』394所収)。
- (16) 「市政上ニ於ケル三井ノ地位」(前掲「大正十三年六月二十六日三池労働争議ノ概況」二二頁)。
- (17) 大正十三年九月二六日本店取締役宛三池鉱業所庶務主任発書信「大正十三年 本店往復」所収 総務1455。
- (18) 以上、四月十日付電信(三池鉱業所長宛本店取締役発、「市会选择ノ件」(四月十七日、本店取締役宛尾形発)、大正十四年五月四日「市町村会議員選挙ニ関スル件」、「選挙ニ付大体ノ方針」、「三鉱秘 第277号」(四月二二日尾形宛本店取締役発、四月二四日 本店取締役宛尾形発)(以上「大正十四年 本店往復」所収 総務1456)。
- (19) 「大正十三年九月労働争議報告 万田坑」、「労働争議報告 宮浦坑」、「労働争議ニ関スル報告 勝立坑」(『争議書類』所収 総務571)。
- (20) 前掲「大正十三年六月二十六日 三池労働争議ノ概況」所収の「八、一般世論」。
- (21) 「三池争議記録」(大正十三年九月労働部「彙報」第四号所載、五十年史稿本資料370)。

結び 争議の帰結——その歴史的意義——

1 争議の諸評価

本争議については、全国的に注目され様々な評価がなされた。例えば、『東洋経済新報』（1105号、大正十三年七月五日）は、「近来の労働争議——社会的無意味の費へ——と題して、本争議を取り上げている。本争議は、三割の賃上げが生活を脅かし、五割の賃上げの要求でも実質的に以前の賃金の五分増に過ぎず、「消極的防衛的」であるとする。最近のほとんどの争議がそうした性格であるとして、争議を社会的損出であるとし、それを防ぐ手段として、工場委員会制度を奨励している。ここには争議を社会的損出とのみ把握し、また工場委員会制度である共愛組合が機能しなかった点の言及もない。本争議を充分把握していたとは思えない。「三井三池労働紛議の真相」（『日本鉱業会誌』471号大正十三年七月）も争議団の要求と経過を表層的に記述したに過ぎなかった。そうした論調の中で、最も体系的に本争議を考察し分析したのが、自身争議を視察した内務事務官柳井義男であった。

柳井は『警察協会雑誌』に「三池労働争議について」（上）（中）（下）（大正十三年八月、第二八八号）（同十月、第二百九十号）（同十一月、第二百九十一号）を投稿し、自らの見解を詳細に開陳した。まず、この争議を外部煽動論とみた経営側を批判し、労働者の待遇問題に帰着する「内燃的」なものとして断定した。そのうえで遠因と近因を挙げ、採炭夫を除く賃金が九州の周囲の労働者より低賃金であった実態を示し、そこに炭価下落状況と関東大震災を理由にさらなる賃下げを実施し、諸手当も減額ないし廃止し、加えて強制貯金を実施し、しかも社員は減額がなかった。その方法が「甚しく陋策たるを免れない」と批判し、その結果が争議を招来した、としている。

それに続けて、「争議の経過」、「罷業団の態度」、「会社の態度」、「市民の態度」、「県当局の態度」を考察し、その後に「私見」を披露し、最後に争議後の経営側の「改善事項」で結んでいる。本争議の評価を示した「私見」では、外国の炭坑争議が採炭夫中心であるにも関わらず、本争議が坑外夫と職工中心で、採炭夫がほとんど参加していない点に注目する。その労働者側の理由を、二点指摘した。一つは、採炭夫が出来高払いであること、もう一つは坑外夫と職工より採炭夫の待遇が良く、納屋も九州地方で最も良い納屋を提供され、しかも日頃他の労働者との交渉が無い点を挙げてい入。それに加えて、経営側の施策が、坑内夫への波及を恐れ、その防止に奔走し自警団類似組織を作らせ、罷業団の流入・介入を監視し、阻止した点を挙げている。

採炭夫の争議不参加と、争議の担い手の中心が坑外夫・職工である理由として、柳井が着目した右以外の問題点が、争議前の経営側の労務政策であった点に着目する。経営側の労務政策が、「坑内夫中心主義」であり、福祉厚生施設も坑内夫の受ける利益中心であり、坑外夫・職工にはその利益享受が欠如していた。この点を柳井は強く批判している。加えて、共愛組合のあり方にも批判を加えている。三池には、かつて小松道俊が支部長となって友愛会が設立された。その対策として経営側では共愛組合を設立し、共愛組合に加入せず友愛会に加入した者は、諸々の理由をつけて餓首し、友愛会を壊滅させた。この結果、共愛組合の相談役は「会社に都合の良い役付職工坑夫」が就任し、共愛組合は大正三年度の労働代表選出問題で公に労働団体として認められず、労働者に大きな失望を与えた。こうした事態が、労働者を共愛組合廃止に突き進ませる要因になった、と共愛組合の在り方を批判している。

以上の柳井の争議把握は、概ね的確に争議を理解していたと評価できる。ただし、坑内夫と坑外夫に区分し、坑内夫の争議不参加や福祉優遇策を論ずるのは正確ではない。採炭夫以外の坑内夫も、多数争議に参加し、坑外夫より特別に福祉優遇策に浴したわけではないからである。坑内夫と表記して柳井の念頭にあったのは、恐らく採炭夫だったと思わ

れるが、不正確である点を指摘しておこう。もう一つの問題点は、争議団と地域の関係に言及しながら、支援者を小売商人にほぼ限定している点である。既述したように、もっと広範な支援であった点を見落としている。これらの問題点があるものの、争議理由や経営側の争議認識・対応の不味さなどは、客観的に評価している。

「私見」のなかで、柳井はその後の政府の労働政策と関連して重要な問題点を指摘した。

それは、本争議が長引いた大きな要因の一つとして、調停法制度の欠如を挙げている点である。労使交渉で意見の隔たりが大きく、仲裁は困難と見られた。依拠する法制度が無かったため、その争議調停に乗出すことに市長が躊躇したことは間違いない。労働組合法案も検討され、それに対抗するように労働争議調停法が一九二六年四月に制定されるが、柳井の本争議を契機とする調停案の提言が、法案と関連するかどうかはわからないが、決して無縁ではないだろう。こうした点も踏まえて、最後に本争議の意味を考察しよう。

2 争議による成果—争議がもたらしたもの—

本稿では、「はじめに」（上）において、五つの課題を設定した。第一に、争議の展開過程を具体的に明らかにすること、第二に、争議の要因、規模の拡大・長期争議を可能にした理由、争議への経営側の対応、それらを解明すること、第三に、争議の担い手の具体的実態とその意識・労働者文化を明らかにすること、第四に、争議と地域社会の関係を企業と地域社会の関係を絡ませて明らかにすること、最後に、それらの分析を踏まえた上で、改めて本争議の特質を指摘するとともに、本争議が企業経営にもたらした変化（制度、能率⇨機械化、意識、賃金、福利厚生・生活改善、共愛組合の変化、労務管理の変化など）を展望すること、以上の五つである。第一から第四までの課題は、それぞれ既述のなかで明らかにしてきた。ここではそれらを踏まえ、最後に本争議の特質を改めて把握し、争議が企業経営にもたらした

変化を展望することによって、本争議の成果＝歴史の意味を考察したい。

全国的に注目され、行政側からも賞賛の声が絶えなかった本争議の特質は、以下の諸点にあった。第一に、三池製作所から始まった争議が、三井財閥傘下の大牟田石炭化学コンビナートの企業に次々と拡がり、それらの争議が聯合組織を結成してストライキを継続した争議で、特定業種の個別企業の争議ではなく、重化学工業と鉱山業の複合争議という点である。第二に、重化学工業と鉱山業の複合争議に留まらず、三井財閥という同一資本傘下の港湾施設や交通機関なども争議に加わった全市域的争議に発展したこと、にある。第三に、それと関連して地域住民の関心が非常に高く、しかも争議団支援が圧倒的であり、地域住民を巻き込んだ争議であった点である。第四に、一万人以上の労働者が参加し、一ヶ月以上の長期にわたる大争議を可能にした大きな要因の一つが、地域の支援にあったことである。第五に、統制のとれた非暴力主義を貫いた点である。その方針が、地域住民だけでなく、報道機関、警察、市町村政など行政機関からも賞賛された理由であり、地域支援を獲得した大きな要因だったことである。第六に、外部の介入を一切許さず、職業的運動家の容喙を否認し、独自の組織・人員で争議を担ったことである。これらが本争議の特質であった。

右の特質を持つ「全三池争議」は、労働者側の要求がほとんど貫徹されず、敗北に終わった、印象を与える。しかし、長期の歴史的視点に立てば、この争議がもたらした成果＝歴史的意义が指摘できる。第一に、労務管理の変化を促進したことである。第二に、それと関連して、労働条件の改善が進展したことである。第三に、「合理化」（≠機械化）を促進したことである。

第一の労務管理の変化は、共愛組合の改善と労務事務長制（後の労務部）の設置である。共愛組合は、相談役会が議決機関であり、その相談役の数を経営側優位から労働者側と同数とした。さらに相談役を選出する惣代の数を、労働者五〇人に一人から三〇〇人に一人に拡大した。また、惣代会が設置され、その審議事項として組合員の福利増進、作業・

取締、子弟の教育その他が明記され、その審議結果の決議を相談役会に提出し、相談役会の決議報告の聴取や質問ができる規約に改正された。

労務事務長制の設置は、本争議の経営側の対応であった。労務部門の設置を本格的に検討したのは、一九二二年秋の團琢磨の欧米視察後である。團に同行した長澤一夫が、欧米の趨勢を見て労務掛の必要性を痛感し、洋行後にそれを訴えて、翌年七月に三井鉱山本社に臨時調査部が設置された。労務関係が統一されず、各部署に分散されていた。その労務を専門に担当する部署が、本店に設置されたのである。労務を企業行政の重要な一環に組込む一步であった。しかし、「労務施設調査ノ為メ臨時調査部ヲ置ク」（規約第一条）とあり、「調査」段階の対応であった。それを一気に推し進めたのが、本争議であった。一九二六年（大正十五）年二月に労務事務長制を設け、三池所在各事業所労務事務を統一した。鉱夫主任は同事務長の所屬となった。

第二の労働条件の改善は、争議団の要求を實質的にある程度受入れる形で実施された。公傷欠勤・私傷病欠勤中の補償の充実、止むを得ない遅刻・早退の出役同等扱い、強制貯金の自由貯金への改正、一方（一回の出役・日給）二五銭の特別賃銭支給などである。特別賃銭支給は、増給を拒否する代わりに支給であり、賃金は諸手当廃止前と比較して実質四銭五厘増であった。経営側が頑強に一律の増給を拒否したのは、三池の増給が三井鉱山全体さらに三井全体の給与体系に影響を及ぼすからである。これらの施策は、争議後すぐに実施された。その後、三池では諸側面で労働者待遇の改善、施設の充実が推進された。法律に先立ち休日増加、健康保険料の会社側負担の大幅増、諸扶助料増加、労働者の職員への昇格増、労働者用建築物の改良（住宅、講堂、病院、小学校、工場付属浴場・休憩場など）等である。こうした施策は、労働組合法の上程が議論されるなか、それに対抗する意味も持っていた。

第三の「合理化」は、争議後急速に推進された。この「合理化」は、単なる労働力の削減や労働強化ではなく、原動

力の転換（蒸気力から電力）を伴いつつ、坑道と切羽の整備・採炭様式の変容（長壁式採炭法）を踏まえ、技術的進歩と機械化、とくに採炭過程と切羽（採炭現場）運搬過程の機械化により、出炭能率を急増させた。坑夫一人一日当出炭量が一九二四年の二・三三トンから三〇年の八・七九トン（宮浦坑）へと短期間に飛躍的に増大した。こうした作業能率改善によるトン当経費の削減を主軸に、経営の合理化が推進され、物価下落の不況さらに恐慌下にも関わらず、在籍した三池炭礦労働者の賃金は、実質的に増大ないし維持された。能率増進による労賃の増大という経営側の主張が、主張通り実現した。賃上げ要求を作業能率の向上によって応えたのである。⁽¹⁾

労働者の生活の改善、一定の権利の拡大をもたらした以上の諸施策は、他方で労働組合の実質的排除を進行させた。争議の最終局面において、争議団も経営側も労働組合の設立について真剣に討議している。製作所、製煉所、染料工業所の争議団では、それぞれ規約を制定し、役員も決めていた。他方、経営側では、共愛組合の改善案と並行して、労働組合設立の場合、その対応策を三池と本店の間で詳しく検討し、本店から三池に組合を「善導」する具体的方針が示されている。聯合組合ではなく、個別事業所別組織となっているのは、争議団の分裂と経営側の「善導」の結果であった。しかも組合が正式に発足したのは、三池製作所のみであり、同組合員も組合費の共愛組合との二重支払いを嫌い、改善された共愛組合の機能を評価し、労働組合は経営側の施策とも相俟って自然消滅のような状態となった。

経営側の意識も従来の監督主義から指導主義へと変化し、新係員の養成にも力を入れた。その結果、労働組合の機能不全と逆比例に、経営側の諸施設改善等により共愛組合はその施策を拡大し、労働者の企業内包摂が進展した。かつての争議団幹部も共愛組合に賛辞を送り、労使一体の企業経営を賞賛し、それが国家への産業に携わる者の最大の貢献である、と公言するまでになった。産業ナショナリズムと結びついた労使一体の「経営家族主義」の新たな復活であった。労働者の意向を充分に聞き取り、権力的抑圧ではなく柔軟に企業内に包摂する体制を構築していったのである。これら

の労働対策を主導した人物が長澤一夫であり、のちに産業報国会で活躍した深川正男であった。「全三池争議」は、労働者の生活改善、権利の拡大をもたらす一方、労働者側の新たな問題をも提起していたのである。

（1） なお、詳しい「合理化」の推移については、拙稿「三池炭礦における「合理化」の過程―反動恐慌から昭和恐慌―」（『三井文庫論叢』第一四号、一九八〇年十一月）を参照されたい。

[本稿はJSPS科学研究費助成事業18K01742 基礎研究（C）の研究成果の一部である]

